

# 春光院所蔵の

## 堀尾氏関連文献史料について

### 妙心寺派春光院所蔵史料について

春光院には、堀尾氏の菩提寺であった関係から堀尾氏に関係する史料が残されている。堀尾氏に関しては、江戸時代初頭に家系が断絶したためもあり、その家に伝えられた家伝文書は、現在のところ確認されていない。その他の関係史料も、堀尾吉晴が戦国後期に秀吉に仕えて、各地を点々としながら石高を増やして次第に立身したこともあり、各地に史料が分散して残されている。そのため、春光院に伝えられる史料は、まとまった形で残されているという意味でも、堀尾氏の事蹟を明らかにするための貴重な史料である。

今回、幸いにして住職の許可をいただくことができ、その堀尾氏に関する主要な史料を翻刻して紹介できることとなった。詳細については、個々の史料の解説で触れるが、史料群の性格について若干触れておきたい。

今回紹介する史料は、(一)「堀尾忠晴書状」・(二)「堀尾家譜系」・(三)「堀尾家由緒書」・(四)「出雲・隱岐堀尾山城守家中給知帳」・(五)「春光院三時回向」・(六)「墓所配置図」の六つの史料である。(一)については、春光院の前進にあたる俊巖院に宛てられたものであり、系譜的に春光院に伝来して所蔵されておくべき史料と思われる。また(二)・(三)については、堀尾氏の系譜関係を示す史料であり、これも春光院に所蔵されるべき史料と思われる。(四)は、堀尾氏の家臣団の禄高や番・組を記した詳細な給帳である。(五)については、春光院で行われる三時回向の際に用いられる史料であり、堀尾氏や堀尾氏と縁戚関係にあった石川氏の戒名を記したものである。(六)は、春光院の墓所についてその配置

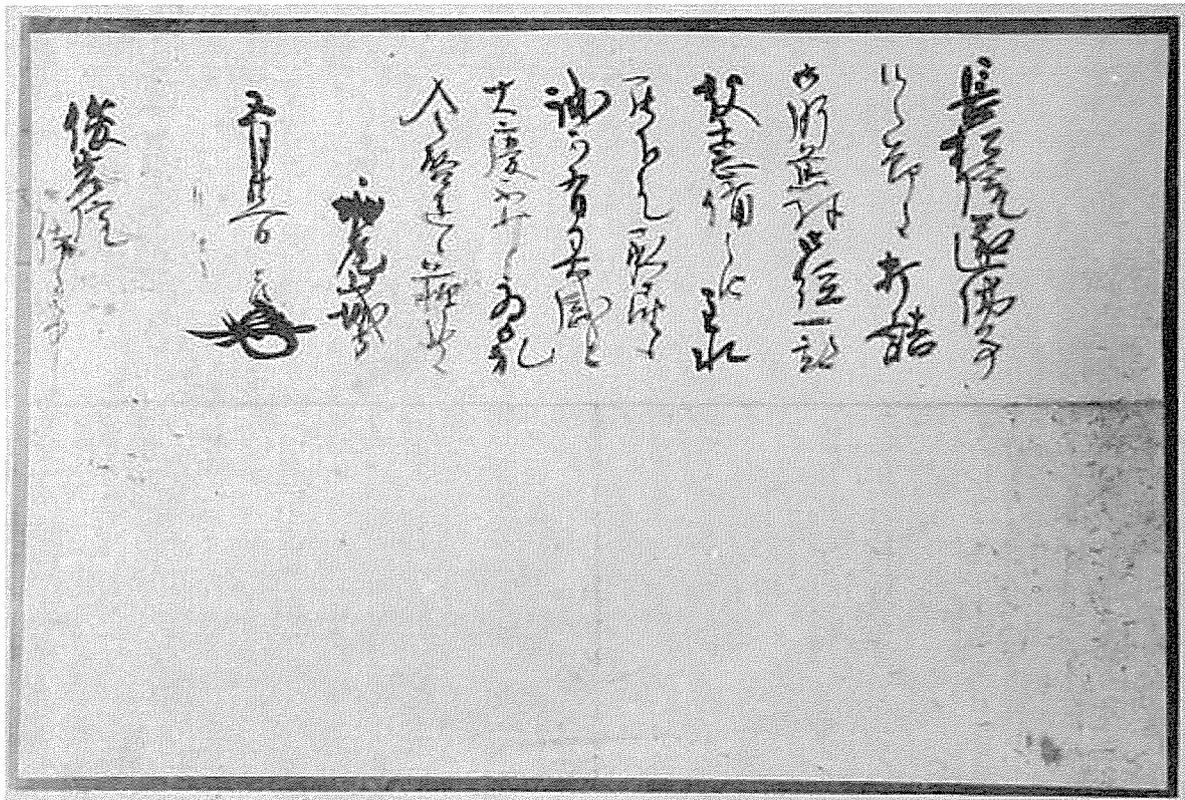
を記したものであるが、実は、春光院には江戸時代に作成された同様の墓所配置図が紹介したものの他に数点残されていた。今回はその内でもっとも現況の配置と符号するものを紹介した。石塔類の分析と併せて確認すると興味深いものと思われる。

このように、春光院に所蔵されている史料群は、堀尾氏の菩提寺であることから堀尾氏の由緒等を伝えるために所蔵されていたと考えられる史料群である。その伝来から言っても、堀尾氏研究を行っていく上で十分に依拠するに足る史料と思われる。堀尾氏の菩提寺としては、松江市に所在する圓成寺が著名だが、春光院も由緒ある菩提寺であり、その所蔵の史料群の分析を通じて堀尾氏研究の進展を望みたい。

### 目次

(一) 妙心寺派春光院所蔵史料について……………	[ 1 ]
(二) 堀尾忠晴書状……………	[ 2 ]
(三) 堀尾家譜系……………	[ 3 ]
(四) 堀尾家由緒書……………	[ 18 ]
(五) 出雲・隱岐堀尾山城守家中給知帳……………	[ 25 ]
(六) 春光院三時回向……………	[ 63 ]
(七) 春光院石塔配置図(文政三年)……………	[ 71 ]

(一) 堀尾忠晴書状



(原文)

長松院遂佛事

候節者、打詰

御肝煎、殊御経一部

被悉備之由、主水

罷下候て、承届候、

誠可有異感と

大慶不少候、為御礼

令啓達候、恐惶謹言

堀尾山城守

五月廿一日 忠晴 (花押)

俊岩院

侍者御中

(訓み下し文)

長松院ちゆうしょういん 佛事ぶつじを遂まげ候節者まうらうせつ 打ち詰おんきまひめ御肝煎おんきまひ、殊ことに御経一部おんきんいちぶを悉しつ備びせらるるの由よし、主水もんど、罷下まかりり候て、承り届うけとけ候、誠まことに異感かあるべくと大慶たいせき少なからず候、御礼ごれいとして啓けいし達たつせしめ候、恐惶おそおそ謹言きんげん

(解釈)

長松院(忠晴の母)の仏事を行った際には、熱心に仏事執行に勤められ、特に御経一部を悉く備えられたこと、主水(堀尾家家臣奥田主水力)が出雲へ帰ってきて承つております。本当に異感(靈感力)があることと、喜ばしく思っております。御礼として書き送ります。

(解説)

春光院の前身にあたる俊巖院に宛てた堀尾忠晴の書状である。内容的には

解釈の部分で触れたが、寛永四年（一六二七）三月十七日に死去した（長松院殿真諦紹聖大姉 春光院蔵「春光院三時回向」参照）長松院の仏事執行への感謝の意をあらわしたものである。年次比定については、長松院死去の寛永四年に出された可能性が高いものと思われる。また文言中の「主水」は奥田主水と考えられる。奥田主水は、春光院蔵「出雲・隠岐 堀尾山城守家中給知帳」によれば忠晴の小姓を勤めていた武士で、五百石を領している。

現在のところ、この書状そのものについては、調査時には確認できなかったが、昭和初期に撮影されたものと思われる白黒写真が春光院に残されており、管見の限りで初出文書となるものと思われることもあり、その写真から翻刻して紹介を行った。今後の発見を期待したい。

## （二）堀尾家譜系

（表紙）

「堀尾家譜系」

高階姓

堀尾氏

天武帝之皇子 太政大臣

○高市親王

持統帝ノ十年七月十三日ニ薨ス歳四十三 或ハ曰ク四十二

長屋王	正二位左大臣
式部卿	
桑田王	從五位上

磯部王 從五位上 參河守  
大監物 石見王 從五位上

峯緒 從四位上 丹波守 神祇伯 大藏太輔 山城守  
右中辨

承和十一年 仁明帝賜フニ高階真人ノ姓ヲ於峯緒ニ 正暦二年改テ真人ヲ為ニ朝臣ニ

茂範 從五位上

師尚 從四位上 備前守 但馬守 右中辨

實ハ在原業平之子母ハ伊勢ノ齊宮帖子内親王也茂範養為レ子  
元慶四年五月二十八日ニ卒ス歳五十八

良臣 正四位下 宮内卿 主殿頭

元享釋書曰良臣少メ應シニ進士ノ擧ニ才名冠タリ  
時ニ中年歸スニ佛乘ニ天元三年七月五日跏坐合掌シ

唱<sup>テ</sup>佛而薨<sup>ス</sup>香氣滿<sup>レ</sup>室空中有<sup>ニ</sup>天樂ノ響<sup>一</sup>殘暑猶熾<sup>ナリ</sup>  
数日身不<sup>レ</sup>壞儼然トシテ如<sup>レ</sup>生

成忠 從二位 大和守 侍讀 東宮學士

宮内卿 式部太輔

長德四年七月七日<sup>ニ</sup>薨 歲七十二 或曰七十<sup>三</sup>

敏忠 從五位上 左衛門權佐  
業遠 正四位下 丹波守  
或曰成忠弟 春宮亮

成章 正三位  
成佐  
太宰大貳

成經 從五位下 判官代  
泰仲 正四位下  
伊豫守

重仲 正四位下 近江守  
泰重 從五位下  
中宮權大進 若狹守

泰經 正三位 河内守 攝津守 伊豫守 皇后宮亮  
左馬權助 右京大夫 少納言 大藏卿

建仁元年十一月二十二日<sup>ニ</sup>薨 或曰二十三日<sup>ニ</sup>薨

經仲 正三位 和泉守<sup>イ</sup> 但馬守<sup>イ</sup> 美濃守<sup>イ</sup>  
常陸介 石見守 播磨守  
右馬守<sup>允イ</sup> 右衛門佐 内藏頭

經雅 從三位 石見守<sup>イ</sup> 播磨守<sup>イ</sup> 常陸守<sup>イ</sup>  
和泉守 但馬守 美濃守  
内藏頭 左衛門佐

邦經 從二位 大藏卿 治部卿  
修理大夫

重經 從二位 遠江守 木工頭 左京大夫  
大藏卿 治部卿 左兵衛佐

泰繼 從三位<sup>ニイ</sup>  
右衛門佐 丹波守 春宮亮

邦範

從四位下

忠明

右兵衛佐

從五位下

忠繼

左京大夫

從五位下

忠泰

大膳大夫

從五位下

泰邦

美濃權守

民部少輔

從五位下

忠邦

民部少輔

小太郎

泰吉

与太郎 堀尾中務大輔

泰政

弥助 堀尾中務丞

泰晴

法名 天德寺高誉世崇

自<sub>二</sub>康晴之十世祖邦經<sub>一</sub>世食<sub>ス</sub>尾州丹羽供御

所村<sub>一</sub>故<sub>ニ</sub>子孫多<sub>ク</sub>居<sub>レ</sub>焉<sub>ニ</sub>尾州大姓三十六人堀尾

其一<sub>ツ</sub>也及<sub>テ</sub>織田氏之<sub>一</sub>并<sub>ニ</sub>尾州<sub>ヲ</sub>康晴服<sub>ニ</sub>事<sub>ス</sub>焉<sub>ニ</sub>慶長

四年己亥没<sub>ニ</sub>於遠州濱松<sub>一</sub>子帶<sub>カ</sub>刀可<sub>レ</sub>歲八十三<sub>一</sub>說

曰<sub>ク</sub>世<sub>ニ</sub>傳在原ノ業平蜜<sub>ニ</sub>通<sub>ニ</sub>伊勢ノ齊宮<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>太神惡<sub>レ</sub>之<sub>ラ</sub>

其子孫不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>蹈<sub>フ</sub>伊勢ノ地<sub>ヲ</sub>織田信長曾入<sub>ニ</sub>伊勢國<sub>ニ</sub>

堀尾氏三人從行其中一人ハ暴死<sub>シ</sub>二人ハ不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所

之<sub>ク</sub>於<sub>レ</sub>是舉<sub>テ</sub>族大<sub>ニ</sub>懼<sub>レ</sub>康晴之弟修理亮方泰憑<sub>テ</sub>祠

官土屋氏<sub>ニ</sub>謝<sub>レ</sub>罪探<sub>テ</sub>鬪<sub>ヲ</sub>得<sub>ニ</sub>赦<sub>一</sub>命<sub>ニ</sub>尔<sub>一</sub>後堀尾氏得

拜<sub>ニ</sub>廟<sub>一</sub>云

修理亮

方泰

可<sub>レ</sub>或<sub>ハ</sub>作<sub>レ</sub>吉<sub>ニ</sub>幼名<sub>ニ</sub>王丸<sub>一</sub>小太郎<sub>一</sub>毛介<sub>一</sub>毛或<sub>一</sub>

可晴

正五位下 帶刀 從四位下 法名<sub>一</sub>瑞應院松庭世柏<sub>一</sub>曰<sub>一</sub>法雲院

旗幕ノ文囊荷花<sub>一</sub>兩箇對立<sub>シ</sub>後因秀吉之賜<sub>ニ</sub>或<sub>ハ</sub>雜<sub>ニ</sub>畫<sub>ク</sub>

法<sub>一</sub>馬<sub>一</sub>一性本溫柔謹厚而外白<sub>ハ</sub>如<sub>レ</sub>愚是以人不<sub>レ</sub>知<sub>ラ</sub>三

其<sub>ノ</sub>有<sub>アリ</sub>智勇<sub>一</sub>或<sub>ハ</sub>以<sub>レ</sub>為<sub>ク</sub>不堪<sub>レ</sub>嗣<sub>ニ</sub>父家<sub>ヲ</sub>一<sub>一</sub>祿元年戊午

供御所村ノ邊有<sub>ニ</sub>夜戰<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>晴歲十六先<sub>ノ</sub>登<sub>メ</sub>獲<sub>ニ</sub>首<sub>一</sub>級<sub>一</sub>

人皆私<sub>ニ</sub>笑<sub>テ</sub>曰<sub>一</sub>彼豈<sub>レ</sub>擊<sub>フ</sub>敵<sub>ヲ</sub>乎其首則拾<sub>ヘル</sub>ナラン<sub>ニ</sub>於道<sub>一</sub>也

翌日岩倉之戰<sub>ニ</sub>我兵不<sub>レ</sub>利諸士争<sub>而</sub>北<sub>可</sub>晴下<sub>リ</sub>

馬<sub>ヨリ</sub>立<sub>ツ</sub>路傍<sub>ニ</sub>叔父方泰來<sub>而</sub>何<sub>ソ</sub>不<sub>ニ</sub>早<sub>ク</sub>退<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>晴曰家

臣山田某未<sub>レ</sub>至義不<sub>レ</sub>可棄我將<sub>ニ</sub>待<sub>レ</sub>藥<sub>ヲ</sub>共<sub>ニ</sub>去<sub>レ</sub>耳遂

待<sub>ニ</sub>得<sub>一</sub>山田而去矣於是向笑者嘆曰彼<sub>レ</sub>本大<sub>一</sub>勇

我<sub>一</sub>儕<sub>カラ</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>知弱冠<sub>トシテ</sub>仕<sub>ニ</sub>織田信長<sub>一</sub>後信長以屬<sub>ニ</sub>於

羽柴秀吉<sub>ニ</sub>秀吉後改<sub>ニ</sub>元龜元年庚午<sub>一</sub>秀吉受<sub>ニ</sub>信

長ノ命攻ムニ江州横山ノ城ヲ一使ニ可晴於岐阜ニ濃州其歸ルロニ也

淺井長政備前守之兵出ツ可晴與戰獲レ首ヲ以獻ニ秀

吉ニ時信長亦タ在リニ横山ニ秀吉使ニ可晴一獻之ク信長ニ信

長悦ヘリ焉翌日可晴戰テ於虎御前山ニ斬ル敵ヲ信長見

曰汝復タ獲タルヤ乎天正三年乙亥參州長篠之役可

晴善戰テ獲ニ首ニ一級ヲ四年丙子一向宗ノ僧起レ亂據ニ

攝州大坂ノ城一築ニ寨於木津難波ニ分レ兵守レ之信長

使トシテ諸將ヲ攻レ之蜂須賀正勝彦右衛門屯ス貝殼塚邊ニ可

晴訪ニ蜂須賀之營ニ時ニ我兵與レ敵戰一敗北ス可晴與ニ

蜂須賀ニ之臣中村次郎左衛門ニ騎血ニ戰屠一殺

我兵因テ得レ力返シ馳破レ敵ヲ五年丁丑秋秀吉守ニ攝

州天王寺ノ城一木津難波ノ敵敵一將襲ニ天王寺ヲ一出スニ兵

五六百於貝殼塚ニ秀吉命トシテ可晴一及中村一氏ニ部

擊シム之ヲ一氏ハ横ニ馳ニ塚左ニ可晴直ニ登ニ塚ノ上ニ敵一軍大ニ呼テ

矢砲如レ雨可晴急ニ擊從兵共ニ奮戰斬獲惟夥シ矣

秀吉大ニ感ラレ焉冬秀吉與スニ毛利氏一戰ニ於但州尾白

山ニ可晴奮ヒ一擊彼我共大ニ傷ツキ可晴被ル身不レ能動只

目相一疾視耳津田小八郎偶イ來テ斬ニ其敵ヲ一扶ケニ可晴

而歸ル此年秀吉與宇喜多氏戰ニ於播州上月ニ可

晴及富田喜八郎二人先登シ數々戰テ獲レ首可晴被

レ創而危家臣松山小右衛門扶ニ可晴一上シ馬ニ敵一兵

競ヒ一進可晴欲ニ復戰ント一松山控テ馬不ニ敢テ放タ一會ニ我兵之來

援フニ而免ル矣明知光秀守一殉テ一丹波未レ定處々賊

起ル不レ可ニ為而制ス一信長使秀吉及羽柴長秀五郎左

筒井順慶等援ニ光秀一諸將至ニ丹波一日討レ賊入ニ

山郡一將歸シト而鬪ニ後拒一秀吉為レ之薄暮經ニ挾路ヲ一可

晴殿トシテニ於秀吉之兵一而退私告テニ洗弓銃ノ隊長一雇ニ五

七人ニ其所ニ聚百餘人排レ之前後而徐ニ退已及テ昏

黑賊下レ嶺上レ谷樹下石上無シニ處トシテレ不トシテレ敵聚一散倏忽

争テ奪戰役夫ノ之擔ニ可晴戒ニ弓銃ノ卒曰慎テ勿ニ遠射ヲ

須クニ五步十步而發ツ一諸卒乘レ暗而薄マリレ之連ニ一發百餘

弓銃ヲ一賊多シニ死傷一東西奮窮ス遂ニ獲ニ首十八級一去也

里許ニ左一右高山路甚狹隘賊復タ突一起シ狹路ヲ發ニ矢

石ヲ一可晴分ニ諸卒ヲ一為ニ隊ト一急ニ發左右ノ山ニ下シ擊ツ如レ轉

レ石ニ賊亂敗而去左隊所レ獲之首十右隊所レ獲之

首八前後共ニ三十六内三可晴勝手自斬レ之秀吉

大ニ感且笑曰汝資一質柔一順人呼テ曰佛毛助一佛豈

殺スレ人如クナランレ此哉自レ今而後宜クニ改曰ニ鬼毛助一臘月改

封シテ増レ邑ヲ賜不フレ禄千五百石六年戊寅改ニ攻攝州有馬

賊ニ可晴先一登シ獲レ首班スレ軍之日秀吉聽ニ可晴帶ニ母

衣ヲ一母衣ハ帶テ以成一軍一裝一者非下有

忠ニ信長一攻ニ別所長治小三ニ於播州三木城ニ可晴攻ニ

其子城露峯ヲ一或曰有功九月別所長治分レ兵ヲ擊ニ

谷衛好カ大ニ膳ニ衛好防戰テ死レ之秀吉欲シレ援シト之卒ニ

三ニ百一人ニ而出長一治カ之伯父賀相別所山守師ニ兵ニ

千ヲ一軍ニ大村ニ播州秀吉進ミ一戰テ大ニ破ルレ之ヲ可晴殊ニ死戰シ刺シテ

敵於滑川ノ上リニ獲レ首而歸ル秀吉賞シレ之賜ニ旗三竿馬

文槍十柄一玳瑁ノ節一胃一箇一頭上尺餘振レ如レ索屬ニ甲一賀ノ江州卒

百一人ヲ一甲賀人善問謀可、晴家臣松田左近モ亦苦、戰シテ  
有ニ功秀吉賜ニ感書ヲ、九年辛巳秀吉伐ニ毛利氏ヲ一圍ニ  
播州鳥取城ニ攻テ之甚急ナリ、且城中乏糧餓、芋日ニ多シ  
守城吉川隆久式部少輔森下道與出羽中村春次  
對島相議メ曰方今兵疲食盡藝州ノ援、兵モ亦不レ至  
命在フニ日暮ニ必セリ、笑不レ如我三一人自、殺シ為ニ士卒ノ一乞シニハレ命  
也因テ使メレ使告ニ秀吉一秀吉聽エルスレ之賜リニ酒食於城中ニ一使三  
可、晴ヲシテ往テ檢スニ其死ヲ三將大ニ喜ヒ迎ニ可晴ヲ一謝シ焉遂ニ自ラ引  
決吉川臣福光坂田二人ニ殉死可晴函ニ其首ヲ一而歸ル報スニ其ノ梗概ヲ一秀、  
吉感焉出シニ其ノ母妻及諸士卒ヲ一皆赦レ之烹粥而食シム  
焉十年壬午毛利氏出スニ兵備之中州須久毛山ニ一  
秀吉亦張リ陳ヲ對レ之時々進メテ兵相、挑ム可、晴戰テ斬ル敵ヲ  
家松田左近有戰功ニ敵ノ候騎每夜出ツ以ニ朱提、灯ヲ一為レ幟歩卒一人持テ大  
撮火一而先、馬從ノ兵モ亦多、矣秀吉見大ニ惡ミ欲レ擊レ之  
謂、我兵多則彼逃寡則此危自レ非ニ擔、勇膂力出タル  
レ類者ニ一則不レ能奈シニ其人ヲ一難キヲ一レ為何ンヤ也良、久命ニ左右ニ一曰  
呼ニ堀、尾臣ノ小、男ヲ一松田左近身短小左右馳レ人召ニ松田左、  
近一秀吉謂ニ左近ニ曰朱提灯之候騎汝見手我欲スニ  
出レ兵ヲ擊レ之我士卒ノ中無シ下可ニ能ク擊レ之者上汝能センヤレ之乎  
左近曰諾因テ率ニ具屬六人ヲ一而行先ツ口持レ炬者ヲ一而  
跌シレ之以テ滅シニ其火ヲ一乘レ暗而迫リ推レ鏡覆、隊セシム遂ニ斬テニ其首ヲ一  
而去從、兵雖レ多シト暗、夜不レ辨ニ彼、我自ラ乱テ而去左、近  
去フ可クニ百、步ニ屬兵保、木善右衛門問ニ左近ニ一曰取ルヤ敵ノ  
腰、刀一來、乎左近曰否善右衛門獨リ、潛ニ旋至テニ戸死

處一左、右模索シ取刀而歸ル取ニ腰刀以證ニ敵之尊左近獻ニ首  
及刀ヲ秀吉ニ一大ニ感セラル焉、此年秀吉攻ニ高松城ヲ一備清水  
長右衛門所レ守也毛利輝元使ニ難波傳兵衛近、  
松左衛門共ニ入テ城援ニ清水一秀吉欲ニ水ヲ一攻ニ環ラシ城築キヌ  
レ堤ヲ一城、兵欲メ墮レ墮レ塵々出ツ可、晴塵ニ戰連リニ勝レ之堤已ニ成ル  
引テ河水ヲ一灌フレ之數十日ノ後漸備テ浸レ城清水謂ニ其兄  
月清入道ニ一曰溺死已ニ薄シリ矣我儕自裁メ欲救ニ士卒  
之死ヲ一月清曰可也因テ告クニ難波近松ニ一人モ亦然トスレ之ヲ  
清水裁レ書告ニ所思於秀吉一秀吉許スレ之ヲ贈ニ小舟及  
酒肴一四人與ニ士卒一決別翌日乘レ舟而出ツ秀吉復メ  
使下ニ可、晴ヲ一檢上レ之可、晴攜ニ樽一棹一舟而迎四人感ニ其  
志ヲ一皆引滿シテ而自盡ス可晴持レ首ヲ而歸ル秀吉命決ラレン堤ヲ  
城中大小感スニ再生之恩ヲ一先キレ是ヨリ毛利輝元請レ和秀、  
吉未レ約セ至レ是頻リニ請フ會ニ明智光秀之弑スルニ信長一秀、吉  
聞テテ計未レ發レ喪欲速成ニ和議ヲ一時ニ毛利氏ノ使者復來ル  
秀吉以信長ノ之變豈其得ニ終秘フテ一哉乃テ謂ニ使者ニ一曰  
信、長為ニ光秀カ一所ルレ弑而猶結シカレ和ヲ乎汝歸テ問ヘ輝元ニ使  
者歸レ報輝元集テニ宗室元臣ヲ一議スレ之衆口不レ同是、非  
紛々々々輝元特ク容ニ小早川隆景之言ヲ一先ツ馳レ使ヲ弔喪ヲ  
且曰信長雖レ被レ弑而和、議不レ可レ變ス秀吉大ニ喜ニ共ニ  
盟而去リ會シニ諸將ニ丹波長秀池田勝入中  
軍、列ヲ一而進ム光秀陣ニ山崎ニ州命シテニ松田太郎左衛門ニ  
曰汝上リ天王山ニ在山上下ニ視敵ニ發セヨニ弓銃ヲ一松田率テニ兵  
七、百ヲ一而進ム秀吉亦以為ヲ天、王、山争地也乃使ニ可、

晴及堀秀政久太急上テ據ラレ之松田ハ自レ北而進ミ我兵ハ

自レ南而上ル可、晴疾ク馳セ兵士能從フ者纔ニ十四五人

銃卒モ亦二十餘人而已可晴至テ山上ニ發テ銃ヲ拒クニ松、

田一松田カ前隊見テ我兵之寡一不二敢テ恐怖セ一蟻附而上ル

可、晴使ム下卒ヲシテ不メ射レ前隊ヲ一而射サ中其中堅テ敵猶豫メ不レ進マ

可、晴士、卒漸來テ弓銃至ニ百餘ニ於レ是連、發シテ成シ雷ヲ

敵、軍擾シ乱ル可、晴乘リ勝先レ衆馳テ入リ敵中ニ大ニ呼テ揮ヒ槍

忽ツイテ口ニ二人ヲ斃シ之ヲ顧テ命シテニ其士ニ獲シムレ首ヲ堤五郎兵衛松田

獲ニ其一松田左近亦力戰斬敵、兵堀秀政モ亦善ク戰ヒ松、

岡田其某一秀吉賜ニ感書於左近一堀秀政モ亦善ク戰ヒ松、

田敗テ而走ル既ニシテ而高山右近中川清秀瀨兵池田

勝入等与ニ光秀ニ戰フ光秀蚬メ入ニ勝籠寺ノ城ニ士卒

亡去テ不レ堪レ守ニ光、秀夜潛カニ出レ城ヲ經伏、見ラ一至ル小栗、

栖伏見小栗共城州、人殺レ之可晴受テ秀吉ノ命一至ニ丹州一

乃一龜山城一居城此冬秀吉賜フ丹、州水上郡於

可、晴食祿六千二百八十四石十一年癸未秀、

吉將ニ擊シム瀧川一益左近將監聚シテ兵七万餘一分テ之為ニ

由ニ道ニ一土岐多蘿口君入ニ勢州ニ可、晴与ニ一三好秀次

孫七郎後為秀吉之養子一中村一氏一經ニ君畑越一其兵處

任中納言終為開白一中村一氏一經ニ君畑越一其兵處

處侵掠シ戰必勝ツ攻必取ル其圍ニ大河内城一也可、晴

進テ至リ一埤下一抱レ敵ヲ拉キレ之遂ニ獲ニ其首一可、晴士重村多

秀吉聞テ柴田勝家カ修理亮之部將佐久間盛政玄蕃

侵ニ江州一引レ兵而歸ニ長濱一遂ニ赴キ志津カ嶽一分テ軍ヲ

為ニ十四隊一定前、後列一以ニ可晴一及木村小隼人一為ス

第三隊一秀吉間行シテ登リ嶺ニ蜜一岨一敵營一知三其不レ可二急一拔ク

處々ニ築キ墨ヲ留ニ堀中川高山等一守シムレ之秀吉歸ニ長濱一

可、晴從フ焉織田信孝信長第三子在ニ濃州岐阜城一

背テニ秀吉一應ニ勝家一秀吉帥テ師ヲ往ニ濃州一入ニ大垣ノ城一氏

家内膳正カ之所ニ據ル也秀吉將ニ進テ攻ニ岐阜一志津嶽一

馳レ力曰佐久間盛政等攻ニ中川之城一甚急ニ秀、吉

喜曰滅シテ一粟田一在ル茲ニ將ニ下發ニ大垣赴中志津カ嶽一上蜜一石一可、

晴曰人心固ニ叵シ測我發スルノ之後内膳變レ心ヲ應ニ信孝一

共躡ニ我後一亦不レ可レ知故今稱レ備ニ於岐阜之敵一留ニ汝一

於此一若見ハ内膳有ニ異、志、色一則汝早叩レ之實ニ是レ危、

難ノ之地也汝其授ニ命ヲ於我一可晴謹テ諾ス因テ副ニ勇士

六人於可、晴一留メレ之秀吉率一萬餘ノ兵一赴ニ志津嶽一

可、晴欲レ察ニ内膳心一徐ク言テ曰柴、田ハ強敵也築州一吉

筑前守一以ニ少兵一急馳ス實ニ危哉岐阜之敵雖レ可レ備而

志津嶽ノ之事不レ可レ不レ思一卿心始何内膳答テ曰某モ

亦思レ茲欲下留レ兵ヲ守ラント此城一自馳テ往中志津嶽一上可、晴曰

然則某モ同セントシテ途ヲ遂ニ与ニ内膳一共ニ馳セシ志津嶽之戰一

馬上ニ接レ槍ヲ刺レ敵ヲ獲レ首一家臣等亦善戰有一不一諸將共ニ

進テ大ニ戰佐久間盛政被レ擒ニ柴田勝政一左衛門授レ首北、

兵大ニ潰勝家遁歸越之前州北莊一勝家臣毛受勝介請

田修理亮一死秀吉追而至レ越ニ使ム一堀寛秀政等一攻ニ北莊ノ城一上

誑ヒレ敵ヲ戰、死秀吉亦赴テ濃州一攻ニ岐

勝家自殺而北國平一織田信孝出レ城自、殺此冬賜フ一若、

州高濱城一於可、晴一食祿一萬七千石十二年甲申

東照宮大神君授テ織田信雄信長次子與ニ秀吉一先鋒一三好

秀、次池田勝入森長、一守武藏堀秀政等一戰テニ於尾

州長久手大<sup>カチキ</sup>捷<sup>レ</sup>之秀、次秀、政敗走<sup>シ</sup>勝、入長、一戰、

死<sup>ス</sup>秀、吉在<sup>ニ</sup>樂田<sup>ニ</sup>尾<sup>ノ</sup>州<sup>ノ</sup>聞<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>大<sup>ニ</sup>驚<sup>キ</sup>將<sup>ニ</sup>赴<sup>シ</sup>ト長久手<sup>ニ</sup>自<sup>レ</sup>將<sup>ト</sup>シテ

發<sup>シ</sup>兵<sup>ヲ</sup>可、晴及<sup>ヒ</sup>木、村小隼人<sup>一</sup>柳直末<sup>一</sup>介等<sup>ヲ</sup>為<sup>テ</sup>之<sup>カ</sup>

前驅<sup>ト</sup>進<sup>テ</sup>下<sup>ル</sup>龍泉寺<sup>ノ</sup>尾<sup>ノ</sup>州<sup>ノ</sup>坂<sup>ヲ</sup>有<sup>リ</sup>下<sup>リ</sup>敵<sup>ヲ</sup>追<sup>テ</sup>北<sup>ノ</sup>來<sup>ル</sup>者<sup>上</sup>可<sup>晴</sup>等

神君<sup>己</sup>班<sup>カヘテ</sup>師<sup>入</sup>玉<sup>ヲ</sup>ト<sup>ニ</sup>小幡<sup>一</sup>尾<sup>ノ</sup>州<sup>ノ</sup>斂<sup>メテ</sup>兵<sup>ヲ</sup>而<sup>歸</sup>命<sup>ニ</sup>可<sup>晴</sup>為<sup>レ</sup>殿<sup>ト</sup>可、

晴擁<sup>シテ</sup>兵<sup>ヲ</sup>八百餘<sup>ヲ</sup>留<sup>テ</sup>在<sup>リ</sup>龍泉寺<sup>ニ</sup>一麾<sup>己</sup>西<sup>シテ</sup>漸<sup>ク</sup>遠<sup>シ</sup>於<sup>レ</sup>是

可、晴發<sup>シテ</sup>龍泉寺<sup>ヲ</sup>引<sup>去</sup>賊<sup>兵</sup>起<sup>リ</sup>於<sup>リ</sup>村里<sup>ニ</sup>相<sup>争</sup>尾<sup>ノ</sup>擊<sup>ス</sup>

可晴屢返馳<sup>テ</sup>破<sup>ル</sup>之、此<sup>日</sup>家<sup>臣</sup>松田<sup>左近</sup>吉川<sup>新</sup>兵衛<sup>并</sup>河

三田<sup>村</sup>宗<sup>左</sup>衛門<sup>保</sup>木<sup>善</sup>右<sup>衛門</sup>野<sup>治</sup>遂<sup>至</sup>柏井<sup>一</sup>木<sup>一</sup>共<sup>尾</sup>州

次<sup>左</sup>衛門<sup>一</sup>瀨<sup>淺</sup>右<sup>衛門</sup>力<sup>戰</sup>有<sup>レ</sup>功<sup>遂</sup>至<sup>ニ</sup>柏井<sup>一</sup>木<sup>一</sup>共<sup>尾</sup>州

此<sup>夜</sup>秀<sup>吉</sup>亦<sup>陳</sup>於<sup>此</sup>一<sup>明</sup>旦<sup>秀</sup>吉<sup>發</sup>柏井<sup>ヲ</sup>歸<sup>ル</sup>樂田<sup>ニ</sup>又<sup>使</sup>三<sup>可</sup>晴<sup>ヲ</sup>シテ

為<sup>レ</sup>後<sup>拒</sup>可<sup>晴</sup>陳<sup>ス</sup>大<sup>草</sup>村<sup>ニ</sup>隸<sup>於</sup>諸<sup>軍</sup>已<sup>去</sup>之<sup>後</sup>可、

晴亦<sup>欲</sup>發<sup>ル</sup>賊<sup>兵</sup>四<sup>起</sup>ツ<sup>テ</sup>鳥<sup>之</sup>合<sup>ヒ</sup>蟻<sup>如</sup>同<sup>一</sup>圍<sup>ニ</sup>可<sup>晴</sup>所<sup>ノ</sup>陳<sup>ス</sup>ル<sup>之</sup>

宅<sup>可</sup>、晴聚<sup>テ</sup>弓<sup>銃</sup>一<sup>特</sup>射<sup>ル</sup>其<sup>西</sup>一<sup>甚</sup>急<sup>シ</sup>也<sup>賊</sup>以<sup>為</sup>將<sup>ニ</sup>出<sup>ント</sup>

自<sup>レ</sup>西<sup>門</sup>一<sup>悉</sup>舍<sup>テ</sup>東<sup>而</sup>西<sup>ニ</sup>會<sup>ス</sup>可<sup>晴</sup>開<sup>門</sup>突<sup>戰</sup>賊<sup>懼</sup>披<sup>ル</sup>

麾<sup>ク</sup>可<sup>晴</sup>入<sup>レ</sup>宅<sup>ニ</sup>整<sup>レ</sup>兵<sup>緩</sup>ク自<sup>リ</sup>シ<sup>テ</sup>東<sup>門</sup>一<sup>而</sup>出<sup>ツ</sup>賊<sup>不</sup>知<sup>レ</sup>之<sup>漸</sup>ク

覺<sup>テ</sup>而<sup>躡</sup>跡<sup>ヲ</sup>或<sup>ハ</sup>馳<sup>テ</sup>間<sup>路</sup>一<sup>而</sup>遮<sup>レ</sup>前<sup>或</sup>ハ升<sup>ラ</sup>陵<sup>伏</sup>莽<sup>ニ</sup>弓<sup>銃</sup>

交<sup>發</sup>ツ<sup>可</sup>、晴擊<sup>テ</sup>却<sup>レ</sup>之<sup>數</sup>四<sup>松</sup>田<sup>左</sup>近<sup>賊</sup>本<sup>長</sup>メ<sup>於</sup>山<sup>野</sup>一<sup>夷</sup>

險<sup>一</sup>視<sup>シ</sup>忽<sup>チ</sup>下<sup>躡</sup>忽<sup>チ</sup>隱<sup>ル</sup>雖<sup>ニ</sup>屢<sup>敗</sup>走<sup>スト</sup>猶<sup>來</sup>リ<sup>尾</sup>不<sup>レ</sup>已<sup>可</sup>、晴

下<sup>レ</sup>馬<sup>坐</sup>北<sup>ニ</sup>集<sup>メ</sup>士<sup>卒</sup>一<sup>飲</sup>シ<sup>ム</sup>酒<sup>ヲ</sup>賊<sup>見</sup>テ<sup>而</sup>退<sup>キ</sup>去<sup>リ</sup>不<sup>レ</sup>敢<sup>テ</sup>復<sup>來</sup>ラ

秀<sup>吉</sup>修<sup>シ</sup>羽<sup>黑</sup>梟<sup>壘</sup>一<sup>使</sup>可<sup>晴</sup>及<sup>山</sup>内<sup>猪</sup>右<sup>衛門</sup>伊<sup>一</sup>

藤<sup>掃</sup>部<sup>助</sup>守<sup>ラ</sup>之<sup>其</sup>他<sup>築</sup>二<sup>別</sup>堡<sup>十</sup>餘<sup>ヲ</sup>各<sup>定</sup>守<sup>將</sup>還

入<sup>ニ</sup>濃<sup>州</sup>一<sup>既</sup>而<sup>秀</sup>吉<sup>使</sup>諸<sup>將</sup>中<sup>攻</sup>中<sup>鱒</sup>江<sup>ノ</sup>城<sup>上</sup>州<sup>加</sup>賀<sup>江</sup>城

可、晴<sup>之</sup>兵<sup>善</sup>戰<sup>斬</sup>レ<sup>首</sup>多<sup>矣</sup>秀<sup>吉</sup>率<sup>テ</sup>兵<sup>圍</sup>ニ<sup>不</sup>破<sup>源</sup>、

六<sup>於</sup>竹<sup>鼻</sup>城<sup>ニ</sup>濃<sup>州</sup>築<sup>キ</sup>堤<sup>ヲ</sup>沃<sup>タ</sup>木<sup>曾</sup>川<sup>ヲ</sup>可<sup>晴</sup>攻<sup>テ</sup>屠<sup>ク</sup>其<sup>南</sup>

之一<sup>子</sup>城<sup>ヲ</sup>盡<sup>ク</sup>斬<sup>シ</sup>守<sup>兵</sup>一<sup>秀</sup>吉<sup>進</sup>攻<sup>ム</sup>赤<sup>見</sup>ノ<sup>城</sup>一<sup>可</sup>、晴<sup>之</sup>

兵<sup>多</sup>獲<sup>二</sup>首<sup>級</sup>秀<sup>吉</sup>賜<sup>リ</sup>テ<sup>金</sup>銀<sup>錢</sup>於<sup>殊</sup>功<sup>者</sup>一<sup>十六</sup>

人<sup>及</sup>テ<sup>信</sup>雄<sup>秀</sup>吉<sup>交</sup>和<sup>シ</sup>秀<sup>吉</sup>歸<sup>ル</sup>大<sup>坂</sup>一<sup>命</sup>可<sup>晴</sup>及<sup>ヒ</sup>一、

柳<sup>直</sup>末<sup>一</sup>班<sup>ニ</sup>二十<sup>二</sup>萬<sup>師</sup>一<sup>十</sup>三<sup>年</sup>乙<sup>酉</sup>秀<sup>吉</sup>賜<sup>ニ</sup>江<sup>州</sup>

佐<sup>和</sup>山<sup>ノ</sup>城<sup>ヲ</sup>於<sup>可</sup>晴<sup>ニ</sup>食<sup>祿</sup>四<sup>萬</sup>石<sup>五</sup>丁<sup>亥</sup>秀、

吉<sup>將</sup>一<sup>伐</sup>島<sup>津</sup>一<sup>自</sup>赴<sup>カ</sup>レ<sup>西</sup>州<sup>ニ</sup>可<sup>晴</sup>從<sup>、</sup>行<sup>キ</sup>處<sup>々</sup>有<sup>リ</sup>戰<sup>功</sup>

秀<sup>吉</sup>賜<sup>ニ</sup>姓<sup>豐</sup>臣<sup>氏</sup>於<sup>可</sup>、晴<sup>一</sup>且<sup>叙</sup>ス

從<sup>五</sup>位<sup>下</sup>一<sup>仕</sup>帶<sup>刀</sup>一<sup>蓋</sup>在<sup>此</sup>年<sup>一</sup>十八<sup>年</sup>庚<sup>寅</sup>秀<sup>吉</sup>欲<sup>ニ</sup>滅<sup>シ</sup>北<sup>、</sup>

條<sup>氏</sup>一<sup>赴</sup>相<sup>州</sup>小<sup>田</sup>原<sup>ニ</sup>北<sup>條</sup>氏<sup>驚</sup>テ<sup>部</sup>一<sup>署</sup>諸<sup>將</sup>一<sup>守</sup>シ<sup>ム</sup>一<sup>山</sup>、

中<sup>華</sup>山<sup>共</sup>豆<sup>等</sup>ノ<sup>城</sup>一<sup>秀</sup>吉<sup>分</sup>テ<sup>軍</sup>使<sup>ム</sup>黃<sup>、</sup>門<sup>秀</sup>、次<sup>堀</sup>秀<sup>、</sup>政

中<sup>、</sup>村<sup>一</sup>、氏<sup>及</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>ヲ</sup>シ<sup>テ</sup>攻<sup>メ</sup>山<sup>中</sup>城<sup>ヲ</sup>一<sup>、</sup>氏<sup>カ</sup>之<sup>兵</sup>先<sup>登</sup>シ<sup>可</sup>、

晴<sup>カ</sup>之<sup>兵</sup>亦<sup>同</sup>進<sup>テ</sup>力<sup>戰</sup>秀<sup>吉</sup>賜<sup>フ</sup>唐<sup>織</sup>道<sup>服</sup>於<sup>可</sup>晴<sup>ニ</sup>

頒<sup>ル</sup>金<sup>錢</sup>銀<sup>錢</sup>於<sup>可</sup>晴<sup>之</sup>土<sup>堀</sup>尾<sup>善</sup>兵<sup>衛</sup>賴<sup>母</sup>則

武<sup>三</sup>太<sup>夫</sup>以<sup>下</sup>五<sup>十</sup>四<sup>人</sup>一<sup>松</sup>田<sup>左</sup>近<sup>特</sup>リ<sup>拜</sup>ス<sup>感</sup>書<sup>ヲ</sup>

小<sup>田</sup>原<sup>下</sup>而<sup>北</sup>條<sup>民</sup>遂<sup>ニ</sup>滅<sup>ヒ</sup>

神<sup>君</sup>移<sup>玉</sup>一<sup>関</sup>東<sup>ニ</sup>一<sup>此</sup>年<sup>秀</sup>吉<sup>賜</sup>遠<sup>州</sup>濱<sup>松</sup>ノ<sup>城</sup>於<sup>可</sup>、晴<sup>一</sup>食<sup>、</sup>

祿<sup>十二</sup>萬<sup>石</sup>十<sup>九</sup>年<sup>辛</sup>卯<sup>秀</sup>、吉<sup>命</sup>二<sup>蒲</sup>生<sup>氏</sup>、鄉<sup>藤</sup>三<sup>郎</sup>後

任<sup>飛</sup>守<sup>井</sup>伊<sup>直</sup>政<sup>ニ</sup>兵<sup>部</sup>攻<sup>ム</sup>奥<sup>州</sup>九<sup>部</sup>ノ<sup>城</sup>一<sup>可</sup>晴<sup>及</sup>淺

野<sup>長</sup>政<sup>飛</sup>驒<sup>別</sup>為<sup>リ</sup>二<sup>軍</sup>監<sup>ハ</sup>一<sup>率</sup>テ<sup>二</sup>步<sup>騎</sup>少<sup>許</sup>一<sup>同</sup>赴<sup>可</sup>晴

欲<sup>レ</sup>襲<sup>ハ</sup>レ<sup>城</sup>一<sup>摩</sup>食<sup>發</sup>シ<sup>營</sup>晨<sup>至</sup>リ<sup>二</sup>城<sup>下</sup>一<sup>兵</sup>雖<sup>ニ</sup>甚<sup>寡</sup>一<sup>皆</sup>勇<sup>、</sup>壯

之<sup>銳</sup>士<sup>ニ</sup>シ<sup>テ</sup>而<sup>不</sup>敢<sup>テ</sup>自<sup>惜</sup>一<sup>就</sup>中<sup>前</sup>田<sup>十</sup>左<sup>衛門</sup>復<sup>丹</sup>波

捐<sup>斐</sup>与<sup>右</sup>衛門<sup>捐</sup>斐<sup>清</sup>三<sup>郎</sup>則<sup>武</sup>三<sup>太</sup>夫<sup>以</sup>下

二<sup>十</sup>餘<sup>人</sup>先<sup>ツ</sup>越<sup>テ</sup>障<sup>ヲ</sup>至<sup>ル</sup>二<sup>城</sup>兵<sup>モ</sup>亦<sup>善</sup>防<sup>ク</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>勵</sup>メ<sup>ニ</sup>

兵<sup>馬</sup>一<sup>急</sup>攻<sup>メ</sup>遂<sup>ニ</sup>入<sup>二</sup>城<sup>門</sup>一<sup>ノ</sup>所謂<sup>三</sup>丸<sup>縦</sup>横<sup>ニ</sup>剪<sup>屠</sup>ス<sup>城</sup>、中<sup>大</sup>一<sup>擾</sup>シ

不<sup>レ</sup>覺<sup>我</sup>兵<sup>之</sup>寡<sup>キ</sup>東<sup>、</sup>奔<sup>西</sup>、走<sup>或</sup>至<sup>ニ</sup>自<sup>相</sup>、戰<sup>ニ</sup>一<sup>既</sup>而<sup>民</sup>、

郷直政カ之兵モ亦至リ協セテ力共ニ戰フ城遂ニ陥ル矣長政馳テ

レ价テ報シ秀吉ニ可晴モ亦簿ヲ以テ獻ス首級ヲ秀吉大ニ感シ賜レ書ヲ褒シ

レ之ヲ稱シテ為ニ日本無ク双之則兵ト秀吉曾テ養テ秀次一為レ子ト

實秀吉之甥禪リ一開白職ヲ一闔國ノ候伯大夫士無レ不ニ拜趨

秀次奢侈放逸其暴虐不レ可ニ勝テ數フ常ニ嚴ニシニ武ニ備ラテ努テ

練リニ兵士ヲ一似リ有ニ覬顧之意ニ文祿四年乙未ノ秋秀吉

在ニ伏一見ニ一使ニ宮部某善祥前田玄以徳善増田長

盛右衛門石田三成少輔富田某左近將監往ニ京師聚樂

謂ニ秀次ニ曰ク仄カニ聞ク汝欲ニ規ニ不軌一我雖レ不信レ之而欲ニ

益々糾ニ其ノ實ヲ一汝須ノ下作ニ盟書ニ明中無フヲ異志ヲ秀次惶ニ怖シテ書シテ

七枚ノ盟詞ヲ一以獻レ之雖レ然浮説未レ歇ス猶有リニ一可キ

疑故ニ秀吉欲シニ誑テ而召来サント一再ヒ使テ三宮部某前田玄以

中村一氏山内一豊對馬守及ヒ可晴ヲシテ謂ニ秀次ニ曰ク浮

説之不レルハ一歌以シニ父子久名ヲニ相見ヘ一也須ク早ク来ニ伏見ニ面

會ニ以釋ク中世ノ疑一慮ヲ上五人諾而出ツ秀吉獨リ呼ニ可晴ヲ一返シ

私カニ謂テ曰秀次若シ悟テ而不シハ来ニ恐ハ為ニ大ニ變如ク何シ可ク晴

曰君勿レ慮フ臣能ク口ヲシテ之ヲ秀吉大ニ喜テ曰汝授ルニ命ヲ於我ニ

數矣因テ泣下ツテ決レ別既ニシテ而五人共ニ發シニ伏見ヲ一赴クニ京師ニ

可晴過キリニ教業坊ノ商ノ人道ニ徹カカニ付シテ書一ニ封ヲ曰我嘗テ

憑レ汝ヲ買フニ衣服ヲ一而末レ償ニ其債一人生無レ常我ノ若シ有ラハ一暴

死スルヲ一則汝持シテ此書ヲ一至シニ兒信濃守忠氏家ニ一左ノ券藁シ不シトレ負カ

矣言終ツテ而出テ与ニ四人一至リニ聚樂ニ一共ニ調ス秀次ニ傳ニ秀吉

之命ヲ一請フ三與共ニ赴クニ伏見ニ一秀次猶豫不レ決セテ可晴前ニ跪ヒテ

秀次ノ膝一下ニ一屏息ヲ而敵ス其顔一色自有ニ不レ可レ奢者秀

次終ニ与ニ五人一至リニ伏見ニ一秀吉不レ見遂ニ殺スニ於高野山ニ

慶長三年戊戌八月秀吉薨ス先レ是秀吉定ムニ五大

老三ノ中一老五奉行ヲ一五大老トハ者

神君及ヒ前田利家納言宇喜多秀家備前中納言上杉景

勝會津中納言毛利輝元安藝中納言也三老若生駒正成

頭中村一氏及ヒ可晴也五奉行者前田玄一以

淺野長政増田長盛石田三成長束正家大蔵大輔

也曰ク大老ハ執リニ大政ヲ一奉行ハ細事ヲ一所レ職トスル雖レ有レ分而

事無ク細ノ大ト十人同ス相ノ議セヨ大老奉行若シ有ハニ相惡ムヲ一中

老解レ之使トナスニ和親一也臨レ終ニ又言フ十人相ノ和シ叶レ心ヲ併セテ

謀ヲ共ニ輔ヨトニ嗣子ヲ一也秀吉薨シテ後石田三一成欲下滅シテ

神君及ヒ前田利家ヲ一以檀中己之威權ヲ上潜ニ与ニ増田長盛

謀テ曰

内府内大臣也今与ニ亞相ニ付ニ利家一相善シ二人同セハ心ヲ何ノ

謀カ不レ成ラ是レ不利アラニ於幼ノ君ニ若能ク謀問レ之流ニ言飛

文以ノ惑ニ衆ヲ一御浸ニ潤シ於

内府ニ思ニ蠲セハ於亞相ニ一必ス歸ニ加州而反セン然ラハ則

内府自將トシテ討シニ加州ヲ一登レ時我ノ曹与ニ諸侯伯ト一合ニ從シテ跡レ之

前後夾シテ一撃タハ滅シコト

内府ヲ一在ニト掌ニ握レ也因テ巧ニシレ言令シレ色ヲ而三成阿ヲ一順フ

神君ニ一長盛媚ニ附シ利家ニ一相共ニ進シレ讒矣四年己亥正月

神君爲ニニ公子忠輝ノ一議シレ婚ヲ將ニ娶ントニ伊達政宗女ヲ一未レ及レ告ニ

九一人ニ一三成長盛私ニ喜曰先ノ君ノ遺命ニ云凡ソ結ハハ一婚姻ヲ

宜クニ大老奉行十人相ノ議シテ而後定レ之而令

神君私定レ婚ヲ方命背クコト法ニ何、以加ヘン焉仍告ニ大老利、家以下及レ同僚玄以等ニ相、會シテ共ニ謀リ使ムニ生駒正成釋

承兌ヲシテ讓トカシテ

神君一神君答テ曰我聞ニ媒妁ノ語ヲ簡、擇紛、擾之間恍惚トシテ

心未レ及レ議ニ於卿等ニ是、亦偶、然ノ耳非有ニ心於自、擅スルニ

也九人心未レ釋ケ將ニ下乘ニ此鬻ニ圖シト

神、君ヲ池、田輝政三左衛門、島正則太夫、黒、田長、政甲斐

藤、堂高、虎佐渡守後任和泉守以下遷ニ集テ於

神、君ノ邸ニ以備フニ不慮ニ三、成長、盛等會シ於宇喜多秀家

宅ニ相議曰今、夜急ニ攻シト

内府邸一長、盛カ曰事也至重シ不レ可ニ敢テ輕シクス一若一、蹶セハ則悔トモ

無シ益不レ如再ヒ、思ヒ更ニ、謀シハ衆、皆同レ之ニ可、晴常ニ及ニ

神君之恩顧一子忠、氏モ亦被ル

台徳院君之殊遇ヲ一故ニ可、晴欲シテ解セント其ノ、紛ラ一潜ニ往テ前田利、

家ノ弟ニ日頃、曰世、上騒、動起キ於石田三成カ之姦謀ヨリ

亜、相ノ之身實ニ臨リニ陷奔ニ亜、相知ヤレ之ヲ乎利家曰不レ知

其説如、何可、晴日向キニ三成招テ某及ヒ長岡忠、興一守越中

曰今ノ世可レ疑可レ畏ル者

内府也亜、相与レ之善シ尤可レ忌也故ニ我、密カニ運レ籌ヲ構ヘレ讓ヲ

已有リ隙須ク下早ク勸テ亜、相一滅サシム中

内府ヲ三亜、相今病篤シ其在シト世ニ能久カラシヤ乎子利、長ハ肥前未レ熟ニ

武、事ニ擒センコト之ヲ不レ難矣卿、等協セレ力ヲ則ニ氏所食之諸

州悉ク以テ分シ卿等ニ某雖ニ心不トレ背セモ伴諾而退キテ告クニ

井、伊直、政一顧フニ

内府公已ニ聞玉ハシレ之ヲ某為ニ亜、相ノ計ニ不レ如早ク与ニ三、成一絶シテ交ヲ

謝センニハ

内府公ニ也然ラハ則子孫繁、榮傳シニ國於無窮ニ矣一説ニ曰長

告之与加藤清、正、浅野幸長等共ニ謀利家大驚テ曰煩ス卿ヲ々請フ計レ之前田

玄以ハ与ニ可、晴一婚姻也故ニ可、晴嘗勸テ玄以ニ竊ニ結ニ納セシム於

神君ニ三成又招テ秀家玄以長盛正家及立花宗茂

左近將監等ヲ一相議シテ曰々夜攻シト

内府邸一玄、以曰

内府ハ非若ニ而人ニ々用テ間ヲ聞玉ハシモ此、座ノ之衆、議ヲ一亦不レ可レ知

且頃、日所ノ下關、東ヨリ馳来上之兵士不レ知ニ幾千、百ト云フヲ一邸中ニモ

亦必有レ備ルコト我意ヲ用テ兵圖シト

内府一實ニ不レ可レ及若能以セハ謀ヲ則可ニ甚易カル一也請待テ来、日ヲ一

更ニ謀矣衆皆從レ之可晴因テ井、伊直、政ニ一陰受ニ

神君ノ旨ヲ一陽与ニ生、駒正、成中、村、氏三、人往、来シテ和、一解シテ

神君与ニ九、人ニ將下書シニ誓、詞ヲ一共盟上預尅ニ厥ノ、日ヲ一三成等猶

未ニ釋、然タラ一二月五日可、晴言ニ於

神君ニ曰須ク三先ツ書シ玉フニ誓、詞ヲ一

神君曰我光、書シテ而彼猶否ナルコトハ則如、何シ可晴曰某被ルコトニ眷、

顧ヲ一已尚矣私カニ以ヘラク

公能ク知玉ハシトレ某而ルニ今出シ玉フニ此言ヲ一所ニ深慙ル一也

公已ニ書シテノ之後彼縦セ令レ不トモレ欲レ書セシコトヲ某豈不レ能レ使彼ヲシテ書セ哉

神君大ニ感シ玉ヒ焉即チ書シテ誓、詞ヲ一以付シテ可、晴ニ會九、人ニ出シ書ヲ促ス

其ノ早書セシコトヲ利家及玄以長政先レ是本多正信一佐渡守潜ニ

餘六人猶硬乃詰テ可、晴ヲ一曰ク聊ハ黨スルカニ

内府ニ平欲ストモ、我濟ノ誓書一而不ト能ニ容易ニ及フ可晴曰ク然ラハ則

聊等ハ反スルカ平六人大ニ、怒罵詈喧、厯ス玄以長政解ストモ、之ヲ

不レ可將ニ及シト、關殺ニ可、晴曰言ニ卿等カ之反ヲ一者ハ我也卿、

等若シ實ニハ反レ則須ク与ニ辨、論シテ以雪レ冤ヲ而今却テ相、殺サハ

其レ誰カ知シヤニ虚ト与實トヲ一や於是六人辞ハ、詛シ徐ニ曰卿之言

有レ何ノ證カ一也可晴曰先君遺命シテ曰十人能相和シテ為ヨト

レ政ヲ々

内府ハ守レ之ヲ先ツ和シテ而書シ玉フニ誓、詞ヲ一而ルニ卿等不レ從是レ背キニ先君ニ

悔ニ幼、君ヲ一以危ラス、社、稷ヲ一非シテ反スルニ而何ソヤ也六、人不レ能答ルト玄、

以長政曰某等モ亦重ニ先、君ノ之遺命ヲ一故ニ欲スト和、議ノ之

成シトヲ一因テ勸ニ六、人ヲ使レ同ニ利家ニ九人共ニ書誓、詞ヲ一可晴以獻スニ

神、君ニ一神君感ニ其忠ヲ一藏シ玉フニ之ヲ於可、晴之家ニ一旦告クニ九人ニ曰

可晴和解ノ之主也故ニ卿等之誓書付レ之以テ為ニ他

后之證ト一我誓、書モ亦然センカ平九人不レ能違レ之以付ニ可、

晴ニ一日前田玄以潛ニ招ニ可、晴ヲ一曰我熟、視ルニ三成之

所、為レ非レ為ニスルニ幼、君ノ一只欲ニ自張ントニ威、福ヲ一我初不レ寤而相

為ニ謀ル後實ニ悔ヒレ之欲レ納シハニ忠ヲ於

内府公ニ一々誓盟已終リ和親似レ成ルニ然トモニ、成カ之心ハ未レ釋

猶聚レ兵ヲ嚴ニス備ヲ

公ノ邸非ニ要害之地ニ一子ヲ其レ勸テニ

レ公ヲ移ラシメヨ、向、島ニ可、晴諾レ之往ニ大、坂ニ謁シ前田利家ニ告ルニ以シテニ玄、

以カ之言ヲ一曰言者輕則聞コトモレ之亦輕シ請フ亞、相言ヘレ之然ラハ則

内府公感ニ其志ヲ一遇シ玉フコトニ肥州ニ長愈ク、厚ラン矣利家大悦ヒ二十

九、日扶レ病ヲ至ニ伏見ニ一以謁スニ

神君ニ一加藤清正主計頭後任肥後守長岡忠興、野幸、長左京大夫

同ク、來ル利家言シテニ於

神君ニ一曰某向キニ被テニ三、成ニ誑カ一將ニ圖ント不利ヲ

公幸ニ怨シ玉ヘレ之ヲ某老病朝不レ謀レ夕ヲ願クハ

公愛ニ憐玉ヘ家兒利、長ヲ一

神君領ヲ焉利家曰此邸地不レ利、難ニ以備ヘ不、慮ニ一旦ツ在ニ

街、頭ニ一故ニ浮説不レ止請フ早ク營メニ於向島ニ一移リ玉ヘレ之ニ

神君悦、而容シ玉フ焉利、家從、容トシテ語テニ可、晴及ヒ玄以カ之忠、言ヲ一

歸ルニ大坂ニ一

神君召ニ可、晴ヲ一日子ノ平日忠アルノニ於我ニ一之志固トニ堪ニ感賞スルニ一旦ツ

是ノ行ノ功絶、倫離、類非ニ言、辭ノ之所ニ能ク、謝スルニ一々當ニ下裁ニ

誓、書ヲ一以盟フ中後來不レ可相ヒ念ル上可、晴固辞ス於是使下井、

伊直、政ヲ一代テ書セ中誓詞ニ而賜レ之利家病日ニ革三月十一日

神君至リニ大、坂ニ一入ニテ利、家ノ第一問レ病ヲ利家感、刻シテ謝レ恩此夕

神、君宿ニ於藤堂高、虎家ニ池、田輝、政福島正則長岡

忠、興黒、田長、政加藤清正加藤嘉、明左馬、堀、尾

忠氏等同ク、候シテ共ニ備フ石田三、成及ヒ宇多喜秀家毛、

利輝元豊臣秀秋金吾中納言、佐竹義宣大夫立花宗茂

増田長、盛大谷吉隆刑部少輔長東正家前田玄以安、

國寺恵、瓊以下會ニ於小西行長攝津、家ニ一將ニ襲ントニ

神君宿所ヲ藤堂高、玄、以及ヒ吉、隆等假リニ外黨ニ三成ニ一實ニ中爲ニス

神君ノ一故ニ衆議不一粗定テ復變夜已ニ明ヌ矣因レ茲ニ

神君無、事歸リ玉フニ伏見ノ一邸ニ一無レ幾向島ノ營成ルニ十九日一

神君移テ居玉フ焉自是勢益、壯ニ威愈ク震聞三月三日

利家卒ス子利、長嗣レ封ヲ在加州ニ清、正忠興幸長正、則等議シテ曰三成必幸トシテ、利家之卒セルヲ一乘シニ作レ乱ヲ不

レ如先制センニハレ之ヲ三成聞テ之恐、駭與一長、盛共ニ謀リ擁シテ兵ヲ守ルニ大、坂ノ私第ヲ一秀、家輝、元島津義、弘兵庫頭立花宗茂小、

西行長等共ニ應シニ成ニ各々勒メ兵ヲ於家ニ以テ備フ佐、竹義

宜自ラ一伏、見至リニ大、坂ニ留メ從兵於森、口ニ潛ニ往テニ成カ家ニ載セニ三成ヲ於女與ニ共ニ至リニ秀家第一義、宣及秀家之兵

護ニ三成ヲ一歸ニ伏、見ニ清正忠興等聞ケレ之欲ニ急ニ擊テ誅セントレ之ヲ

神君止レ之ヲ曰三成カ之姦雖レ可惡ム而大閤古來為ニ閑、白

他人則號曰殊遇之寵臣也殺レ之已重シ矣只須クニ罷

職ヲ就レ國ニ成欲レ往ニ佐、和、山ニ成之懼ヒテ清、正等カ之追、

擊シ玉フ一而不レ能レ發レコトニ伏、見ラ

神君憐ヒテレ之ヲ使ニ公子秀、康ヲ一守、送テニ三成ヲ一至勢多ニ州江可、晴

副フレ之三成垂レ涙ヲ拜、謝獻スニ正宗ノ刀ヲ秀康ニ一辭シテ可、晴一而

別ル先レ是五奉、行更ニ入ニ伏、見ノ城ニ而守ル焉至レ是生、駒

正、成中村一、氏及ヒ可、晴來テ白ス

神君ニ一曰伏見城唯有ニ守ノ兵ニ而無シニ定主ニ似タリニ武、備ノ之疎ナルニ

請フ 公移リ玉ヘ焉ニ

神君可シ玉フレ之ヲ可、晴屈レ指ヲ尅メテ曰女ヲ以テ入テ、守ルノ之曰使

神君ヲシテ移ラ一矣秋

神君至リニ大、坂ニ一長盛正家吉隆等曰願クハ

公住ニシテ大坂ニ一聞玉ヘレ政ヲ而為ニ營スニ大殿高、樓ヲ一所謂大廣、一間殿守也於西ノ、郭ニ

神君移、焉ニ各聞ニ前田利、長謀反、一在加州、信疑相半ス

故

神君欲シ玉フ下擇テニ忠純之士ヲ一居シメント中北邊上、諭ニ秀家輝元ヲ一命シテ可、晴ニ

守シメ越之前州府中城ヲ一賜ヒレ祿五、萬石ヲ一以下其ノ所ニ曾テ食ム一之濱松十二萬石ノ地ヲ上付シニ子忠氏ニ老、ニ休ス於越府ニ秀、

吉薨、後

神君爲レ政ヲ之初賜フニ此厚賞ヲ一可、晴以ヘラク隕ストモ、首ヲ不レ足ニ以テ上、

報スルニ一五年庚子上杉景、勝密ニ与ニ三成ニ一謀、ニ反於會、津ニ

與六月十六日

神君發シテ大坂ヲ一東、征シ玉フ一二十三日至ニ濱松一忠、氏羞ムレ饑ヲ可、

晴亦自ニ越府來リ謁ニ

神君曰顧フニ三成カ之陰、謀其發センカ一於我東、行之後ニ一乎子

須ク下早ク歸レ越ニ峴カヒニ佐和山ノ事體及ヒ北國畿内之消息ヲ一

違中ニ東與ニ上此行也獨携テニ忠氏ヲ一而可、也可、晴唯而

北ニ、歸ル水野忠、重和泉守居、參州刈屋与ニ可、晴一友善シ故ニ出テ、二池、鯉、

鮒ノ驛州舍ニ一饗レ之ヲ加、賀、井弥、八亦來ル日、暮レ命シ燭ヲ三、

人温、談シテ酒至リニ數行ニ一可、晴醉テ且坐、睡ス弥八忽チ斬ルニ忠、

重ニ可、晴抱ニ弥八ヲ一拔キ佩刀ヲ一則重長一尺刺、ニ殺ス之ヲ一忠、重、

之臣不レ知ニ所以ニ左、右争ヒ進テ圍テニ可、晴一短兵急ニ接ス可、

晴疾、呼テ曰弥八斬ルニ泉州ヲ一故ニ我レ誅スニ弥八ヲ一然喧、鬪紛、

拳無ニ聞、辨スル者ニ可、晴手ニ禦ニ刀劔ヲ一足蹴ニ燭、架ヲ乘レ暗ニ下リ

庭ニ傍レ牆ニ而出ツ自、被リニ重傷ヲ一步履甚艱メリ可、晴カ之持レ戟

之卒後賞此卒爲士竊ニ負而去ル西州ノ侯伯贈答之書

其他謀、計之筋、記數、紙共ニ藏ニ小箱ニ一可、晴常ニ懷ニスレ之ヲ

此日座、臥歡、笑姑、置ニ床ノ、上ニ一不虞ノ之鬪、乱不レ及レ收ルニ

レ之ヲ可、晴之臣佐治清六後号刑部獨リ超レ牆ヲ直ニ入テ悉ク取リレ之ヲ

而出ツ矣忠重之臣晴中自相擊不知佐治之来云

堀、尾帶、刀斬ルト、水野和泉守及ヒ加、賀井弥八一東、土聞テ

レ之ヲ欲レ執ヘント、子忠、氏一

台徳院君曰可、晴ハ非下有二心一者ニ上縦、令ヒ可、晴迷、乱ストモ忠

氏必ス不レ與ニ其惡一頃ラク之忠、重之臣又報、曰檢スルニ弥、八カ

屍一衣中有二成之書曰ク若能ク殺サハニ

内府之老臣或堀、尾或水野一必有シ重賞一由レ此ニ觀レハレ之ヲ

弥八斬リ水、野一堀、尾誅スルコト弥八一柄馬於レ是

神君遣ハシテ使ヲ於忠、氏ニ褒玉ヒ可、晴之功一八月二日賜ニ書ヲ

於ニ可、晴ニ勞同十三日又賜レ書ヲ村越茂、助齋モテ之ヲ過リ

濱松ニ且傳懇、到之命一於尾州、岐阜之戰ニ忠氏有

功詳忠氏、關原凱旋之後賜ニ雲、隱ニ州ヲ於忠氏ニ賞スト也

父子之功一也可晴休ニ於國ニ朝ニ東武亦少之矣九年

甲辰六、月可、晴叙ニ從四位下ニ八月忠、氏卒

台徳院君賜ニ書於可、晴ニ弔レ之忠、氏ノ子忠、晴猶幼シ

可、晴代テレ之治ニ、州一十六年辛亥六月十七日可、

晴卒ス歲六十九

台徳院君賜レ書ヲ於忠晴ニ弔レ之ヲ可、晴天、資和、順人號シテ

曰レ佛ト然ト對レ敵ニ臨レ戰ニ威如シ虎、兇ノ故ニ世ニ稱ス仁義ノ之勇、

士ト謙ニシテ而不レ伐ホコ其戰功ニ軍、忠雖問而不答ヘ是ヲ、以少シ

知之者一々所レ録只其一二而已可、晴常ニ誠ニ子、孫一

曰士須ク務レ所當レ務其他技藝不レ須ニ過精シカラントヲ織田金

左衛門ト云者信、長ノ之宗、族而有リ膽、勇ノ之士也而性

好レ鷹養、調之術無ニ一トシテ不ト主フレ知信、長常在ニ左、右一問フレ之

終ニ不ニ以テ為レ別ノ將ト故ニ一、生不レ及レ成スコトラ二功、名一是實ニ可レ為ニ

鑑誠ト也、可、晴好レ士ヲ不レ愛マ財聘ニ有、功ノ之士ニ厚禮ヲ禄ニ

養之曰ク頭ヲ忠ヲ樹ルコトハ、勳全依ル士、卒ノ之力ニ食シ於邑ニ封ラル、於

國ニ者、不レ好レ士則近盜然トモ地之所レ生士之所レ食スル亦

各々有レ數則所レ好雖レ無レ窮リ而所レ養實ニ有レ限リ故ニ所レ知

之士不レ及ニ畫シ禄スルコトレ之ヲ為ニ爲ツテ先、客ニ薦ム於諸、侯ニ士或不シテ

及ニ乎其主一而行則又薦ニ於他ニ如ナルヤレ此也或ハ至ニ三ヒ至ニ

四ヒ或ハ諫テ曰ク再タレ之謂レ甚其レ可シ三、四ヒス一乎可晴曰我封、

國遠シ矣入テ朝スルノ之日留メ士ヲ守シム國ヲ所レ從者不ニ甚多一在ル

都ニ之中若シ有ニ不、庭ノ之臣一受ニ征、伐ノ之命一召ス兵ヲ於

國ニ則非ニ旦夕之所ニ能スル至此ノ、時ニ我馳セ使ヲ於諸侯ノ邸ニ

告テ向キ所レ薦之士ニ以請ルニ援兵一四五百騎立ス來リ聚シカ乎

是非ニサヤレ忠ニ哉我レ思テ之一則拙シ二言辭於諸、侯ニ以薦ルモ士亦

不ニ甚勞トセ一也諫ル、者感而去ル矣

某 金介 法名 俊嚴院逸嚴世俊

天正十八年庚寅六月十二日没 於小田原陳中歲十八

弥、介 正五位下 信濃守 從四位下 出雲守

忠氏 法名 忠光寺天岫世球

初諱某後

台徳院君手書賜フニ忠ノ字ヲ副レ之ニ以テ國、俊之刀一故ニ改ムニ忠

氏ト曾テ叙スニ正五位下ニ任ニ信濃守ニ不詳年月慶長四年己ノ

亥伏見騷擾之日与ニ父可、晴ト一通スニ志於

神君ニ有ニ忠勤ニ五年庚子

神君將ニ征ヘ玉ハンニ會、津ヲ一六月發シニ大坂七月廿四日至リ玉フニ小山ニ

台徳院君至リ玉フニ宇津宮ニ小山宇都忠氏從焉聞テ石、田三ニ成

反スト

台徳院君往テニ小、山ニ謁シ玉ヒ

神君ニ諸將モ口共ニ會ス山内一豊私ニ與ニ忠氏ト一議シテ曰ク

内府公若有レ問玉フコト如何シカ答ヘン忠氏曰

公若シ旋レ軍ヲ誅玉ハ、ニ三成ニ某欲下獻シテ濱松ノ城ヲ使レ入ニ東、兵ヲ一自率テニ

家士ヲ一前、驅セント上此外無ニ可言者一豊然スニ之既ニシテ而

神君召ニ見テ諸、將ヲ一問曰進テ征センヤ會津ヲ一乎旋ツテ誅センヤニ三成ヲ一乎福、

島正、則應レ聲曰宣ニ先ツ誅シ玉フニ三成ヲ一諸將同レ之一、豊曰

某請フ獻センニ掛川城ヲ遠願クハ

公入レ兵守シ玉ヘレ之ヲ

神君不レ知ニ是レ忠氏之意ニ以テ褒玉フニ一、豊ニ一廿八日忠氏與ニ

諸將ニ發スニ小山ヲ一八月十四日共ニ至ルニ尾、州清、須ニ一待ツニ

神君之至ニ玉フヲ一八月四日神君發ニ一廿一日東使村、越茂、助至ニ清、

須ニ一促レ戰ヲ因テ諸、將相議欲スニ先攻ニ岐阜ノ一城ヲ一信長孫秀信居

廿二日福、島正則黒田長政長岡忠、興加、藤原、

明等自ニ尾、越渡リ口ニ下流ニ木曾川、忠、氏與池、田輝、政淺、野

幸長山、内一、豊等自リニ河田渡ノ口ニ一曰米野織田秀、

信出テニ岐阜ヲ陳ニ河手村ニ使ニ其ノ將木、造左、衛、門ノ佐百、

百越、前、守リシテ別ニ屯ニ新加、納ニ三成之部將川瀬左馬

助柏原彦右衛門亦率テニ援兵ヲ一三千餘ニシテ同在リニ新加、

納ニ輝政以下諸、將臨ニ渡口ニ姑會シテ堤下一更ニ、議ス与福

有約故不驟渡忠氏之臣松田左近與前田十左

衛門突、出シテ高聲ニ呼ニ忠、氏曰敵已ニ出テ、在レ近ニ猶何ヲカ、議シテ

而猶豫シ玉ヘル只早ク渡リ川急ニ擊ニ、破シ之ニ耳諸將聞テ愈レ之ヲ各々

歸ニ我、部ニ一柳直、盛物之兵郷、導ニシテ而知ニ水ノ淺、深ヲ一故ニ

直、盛至テニ下流分派之處ニ一先、渡ル蓋取舟於岐忠、氏直ニ

渡テ上流ヲ一與レ敵先ツ、逢諸、將亦共渡テ會、戰忠、氏及ヒ直、

盛横ニ衝クニ敵、後ヘヲ一敵於レ是ニ大ニ潰、敗ス木造百々共ニ亡、走

忠、氏之兵所レ獲之首二百二十七諸部各ノ斬ノ獲ニ

三成之援、兵モ亦走テ保ツ瑞、龍、寺山ノ寨ヲ一日已ニ暮矣此

夜諸將宿スニ新加納ニ一二十三日忠氏及ヒ淺野幸、長

井、伊直政本多忠、勝等攻メテニ瑞龍寺山寨ヲ一拔レ之正、

則長、政等渡ニ尾越津ニ拔ニ竹鼻城ヲ一遂ニ至リニ岐、阜ニ一攻レ之

輝、政等亦同ク、至テ諸、部共ニ乘シテレ之ニ攻、戰轉、急ナリ秀信降シテ

城遂ニ拔ク三成在ニ大、垣ニ欲レ援トニ岐阜ヲ一與ニ島、津義、弘ト一率テ

レ兵ヲ疾ツ、馳至テニ江渡川ニ聞テ岐阜已ニ拔ト一不レ渡整ヘテニ軍於岸

上ニ而待レ我忠氏及黒田長、政藤堂高、虎田、中長、

正兵部生駒正、俊讚岐等欲シテレ擊レ之ヲ進ム軍ヲ江渡川

盛ニ溢レテ不レ可レ渡田中長、正使ニ健水ノ者ヲシテ見セニ淺深ヲ一超ヘテ郡

先ヲ、渡ル忠氏次レ之ニ諸將鱗差而共ニ上レ岸ニ一説渡江渡川只

三成義弘カ之兵乱シテ而走ル忠氏等追フレ之疾ク、擊テ又多ク

獲首、級ヲ以報ス

神、君ニ於武城ニ

神君賞レ之賜フニ感、書ラ九月朔

神、君發ニ武城ヲ一十二日至リ清、須ニ十五日大ニ戰フニ於關原ニ

濃、州遂ニ誅スニ成等ヲ一此日忠氏因テ、命ニ爲レ壓シカニ福、島左馬

秋月三垣見和泉、相良宮内等ヲ一陳スニ大垣ノ城外ニ福原

大垣故ニ不レ會セ關原之戰ニ吉川廣、家侍憑ニ忠、氏ニ請ヒ降ラ

使ニ其老、臣栗屋某ヲラシテ質ニ忠氏向キニ在ニ野州小山ニ一因ニ本

多正信ニ言シテニ於

神君ニ曰某有レ妹願クハ配セン、左右近侍之臣ニ

神君日々東西幅、裂人、必未レ定而レ忠氏欲スレ結ントニ親ヲ於

我近、臣ニ是誠實之忠志ナリ也乃命ニ石川忠、總ニ宗十郎

殿娶シムレ之ヲ、所謂日一把ヲ於忠氏ニ一此冬

台徳院君亦大ニ感、賜フニ寶刀光長、賜フニ雲隱ニ州於忠氏ニ一八年癸

賞シテニ有功ヲ一改メ、ニ封ス諸將ニ賜フニ雲隱ニ州於忠氏ニ一八年癸

卯三月忠氏叙シニ從四位下ニ遷リ、ニ任ス出雲守ニ父可晴明

四品、蓋シ可晴已ニ老体ニ於國ニ一入朝モ、九年甲辰八月四日卒ス歲廿八

忠晴一爲ス中國政上

女子 石川主殿忠總室 法名 法林院

有七男一女、見ナリニ石川ノ慶安元年戊子八月十日卒歲

堀尾河内守室

女子

三之助 從五位下 山城守 從四位下 侍從

法名 圓成院高賢世肖 母、前田德善院玄以女

別以ニ六、四目結ヲ一爲ニ副文ニ

慶長九年甲辰父忠、氏卒ス此、時忠、晴甫メテ六歲祖、

父可、晴雖ニ老、休スト一而護、ニ持之ヲ一治ムニ州ヲ一十六年辛、亥

三月十一日忠、晴叙スニ從五位下ニ任ニ山城守ニ廿日

叙スニ從四位下ニ一此年六月可、晴卒ス十九年甲、寅大、

坂之役

神君使、下上衫景、勝ヲシテ爲ニ信貴堤ノ前ノ鋒ニ忠晴ヲシテ爲ラ中第一、

軍上此、一地在リニ大、和川ノ南岸ニ一其北ノ岸ハ日今福堤ト一佐、竹

義宣陳スニ於此ニ一十一月廿六日敵出ツ今福堤ニ一義宣

与ニ戰ヲ不利アラ土卒乱テ而退ク忠晴絶レ川ヲ横ニ撃ツ敵敗テ而

傷一乞フニ救ヲ於忠晴ニ一軍監屋代越中守伊東右馬允

安藤治右衛門モ亦来リ使ニ忠、晴ヲシテ代ラニ景、勝一忠晴即チ進メ

レ兵發テ銃ヲ攻レ之ヲ城、兵能防キ矢石乱發忠、晴之臣岡

武左衛門率ニ熟シテ銃之卒及雜賀者八十人ヲ一来リ更ニ

前ムト三步使下卒ヲシテ皆坐シ按シニ銃於膝上ニ審ニシテ度ヲ發タ上岡ハ馳テ

馬ヲ於東、西ニ勵スレ衆ヲ陣、上所ノ發ツ之矢、石皆高ク越テ不レ中ラ

三步前、且坐ス近ヲ而昇、陣上射者、只依レ舊様ニ一故ニ不レ中岡カ所レ被

之發為ニ統子ノ所レ穿而幸不レ傷レ膚ヲ其所ノ佩之幟帉ニモ亦有三痕、我、銃悉ク

中ル故ニ敵遂ニ閉ツ矢、窓ヲ一從レ此景勝忠、晴更く為一先、鋒廿

八日忠晴又進テ急ニ攻ム敵不能防此夜潛ニ逃ヲ入ル一大、

坂ノ城ニ此戰忠晴士前既ニシテ而和、議成ル矣諸、將各々歸國ニ明

年夏又有リ一大、坂之役一忠、晴在リニ雲州ニ一以地遠近ヲ一為

序前隊松平利、隆武蔵守次森忠、政美作次忠晴五、

月七日忠晴至ニ攝州ニ一涉リニ長柄川ヲ一赴ク一大、坂ニ一此、時城

已ニ陥リ敗、走之土満レ野ニ忠、晴戒テレ士、卒ヲ一曰勿レ斬コトニ亡卒ヲ

斬ルハレ之非ス勇ニ不レ可コト以為一功ト一忠晴復姓高階元和五年

己未福、島正則有ラレ罪流サルニ於信州ニ一忠晴受テ

レ命與ニ毛利秀就長門守生、駒正、俊加、藤嘉、明等ト一率テ

兵至ニ藝州ニ一及ニ廣嶋ノ城ヲ一寛永三年丙寅八月十九日

忠晴任スニ待從ニ一十年癸酉九月廿日卒ス歳三十五

無シテ男國除ス石川廉、勝ハ彈正可、晴之外孫而忠、晴カ

之外弟也忠晴以レ女妻ハスレ之二十一年甲戌生ムニ男憲、

之ヲ主殿憲、之ノ之第、三ノ兒勝、明冒ニ姓堀尾ニ奉スニ其祭、

祀ニ

石川彈正大弼

廉勝

父主殿頭忠總 事ハ見タリニ石川ノ系譜ニ一

石川彈正大弼廉勝室 法名 法光院

女子

寛永十年甲戌四月廿七日卒ス歳

石川主殿頭

憲之

事ハ見タリニ石川ノ系譜ニ一

式部 冒シテニ祖母ノ姓ヲ一為ニ堀尾氏ト一

勝明

母ハ梅園三位實清女

尾州熱田裁断橋書付写

堀尾金助公去ル天正十八年六月十二日

逝去法名遠岩世俊福定門天正

十八年二月十八日相州小田原陳江十八歳

にて立不歸慈母歎之尾州熱田

裁断か橋を掛ル往還之輩念佛

申給へ江戸道楚堂之きわニ御座候

一御先祖御城跡尾州丹羽郡御供所村ニ

畑方ニ罷成御座候御家老衆御兩人之

御屋敷跡も御座候則御供所村之

御氏神棟札之写別紙進上之

仕候間御覽可被遊候以上

十月廿八日 吉田口幸大夫

猪飼浅右衛門様

(解説)

天武天皇の皇子・高市親王(六五四〜六九六)を始祖とし、堀尾忠晴の娘の孫・石川勝明までの系譜が記されている。高市親王の子孫は高階姓を賜った者が多いが、春光院所蔵「堀尾家譜系」(以下「家譜系」と記す)には六代の峯緒が仁明帝より高階真人の姓を賜ったとある。高階氏の中でも峯緒の子孫は永く栄え、一二代業遠は藤原道長近臣、一九代康経(一一三〇〜一二〇一)は後白河院の近臣として活躍した人物として知られる。

成立年については、徳川秀忠を台徳院と記載していること、また石川勝明の存命中であることから、寛永九年(一六三二)から元禄元年(一六八八)の間であることが分かる。

この作成に当たっては、まず基礎となる系図が存在し、それに複数の史料を比較検討した跡が見られる。例えば、高階氏本流の系図では十代成忠と一代敏忠、一三代成章と一四代成佐がそれぞれ兄弟となっているが、堀尾氏系図ではこれらが直系となる齟齬が見られ、その点を「或曰成忠弟」というように付記したり、また死没年なども「:或曰:」と二通り記す箇所が見られる。

吉晴は「可晴」と記され、それ以前の呼び名についても本来の茂助ではなく「毛介」と記されているのが特徴的である。堀尾氏三代の中でも特に吉晴の経歴は大変詳しく記されており、一六才での初陣から六九才で没するまでの数々の戦功が詳細に記されている。

また吉晴を「可晴」と記す点も含め「譜牒餘録」所収の系図と記載内容がほぼ同じである。「譜牒餘録」は、貞享三年(一六八六)に成立した「武徳大成記」(松平親氏から徳川家康の天下統一までを記した歴史書)編纂の際に幕府が諸家に提出させた家譜(貞享書上)を、「寛政重修諸家譜」の編集にあたり集録したものである。したがって、「家譜系」は幕府が家譜の提出を求めた年代とも合致し、幕府に提出した系図の原本、あるいは控と推測できる。

「譜牒餘録」堀尾系図の末尾に、「(前略)堀尾山城守忠晴娘、石川主殿頭先祖之室二而候之旨、山城守家断絶之時書物等室方江参たる二而も可有之候

間、主殿頭江内証聞合可被申との儀二而其通二候處、奥書書物主殿頭より大學頭迄差出(後略)」とあり、堀尾家の史料は石川家が所持し、石川家から幕府に提出した事が記されている。

但し「譜牒餘録」は読み下し文であり、また徳川家康を指す「内府」を「徳川殿」と修正している。「家譜系」が「内府」という豊臣政権下での職名を使用している点を見ると、基礎となった史料・系図は更に遡るかもしれない。しかし「内府」と、同じく家康を指す「神君」の使い分けは不明。いずれにしても幕府に提出された系図となれば、数ある堀尾氏系図の中でも最も詳細に記されたものと言えるだろう。

参考文献

『日本史大事典』(平凡社 一九九三)

『続群書類従』巻一七四 高階氏系図・堀尾系図

『譜牒餘録』寛政十一年(一七九九)成立。幕府が大名や幕臣など諸家に命じて提出させた家譜を集録したもので、『寛政重修諸家譜』の

基礎史料となる。(『内閣文庫影印叢刊』国立公文書館内閣文庫)

島田成矩『堀尾吉晴 松江城築城国主・中老』(今井書店 一九九五)

(三) 堀尾家由緒書

堀尾山城守死去仕候得共諸侍共二去年之物成并切米二而下々迄

御支配被下候儀寔以難有仕合忝奉存候、為御礼参府仕候、

然者 権現様 台徳院様江帯刀・出雲守御奉公

申上候儀乍憚申上候

一、大閣様御他界之以後 権現様与加賀大納言殿

備前中納言殿・会津中納言殿・安芸中納言殿、此四人并

徳善院・浅野弾正・増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大蔵

此奉行与出入之刻、帯刀奉得内意、中村式部少輔・生駒

雅楽頭ヲ引加、御入魂之取扱仕、右九人之衆之誓紙、帯刀

請取、 権現様ヨリモ右之衆中江御誓紙ヲ被遣

御和順被遊、別向嶋江御移被成、御様躰能被成御感候事

一、加賀大納言殿煩為御見廻 権現様伏見ヨリ大坂江御下向

被成、藤堂和泉殿屋鋪二御着座、其夜申事有二付云守も

和泉殿屋鋪江參、相詰罷有候事

一、從向嶋伏見之御城江御移被成、可然ト帶刀奉存德善院ト

相談仕、奉行衆ト相談、御城江被成御移候事

一、帶刀儀常々御奉公申上候儀、御祝着ニ被思召候由、

御直之御誓紙可被下ト被成 御意候得共、達而御辞退申

上候得者為 御名代井伊兵部少輔殿御誓紙被下候、其後

明知御座候由 御意候而越前府中之御城五万石兵部

少輔殿御取次ニ而致拜領候事

一、帶刀越前府中江罷越候ヲ水野惣兵衛殿池鯉鮒江御出、

御振廻被下候處、加、江弥八ト申者治部少輔方ニ而御座候哉、岡崎 Y

引返罷登候ト而、右之座鋪江立寄、御酒之間ニ惣兵衛殿ヲ

切殺申候所ヲ、帶刀則仕留申候事

一、上方動乱之故、小山ヨリ御供之諸大名衆御差登セ被成候

刻、出雲守・山内土佐守殿ヲ同心仕 御前江罷出、先

證人差上ケ并濱松之居城ヲ明上可申候間、御人数被為

人置候様ニト申上、其上本多佐渡守ヲ以縁辺之儀共

申上候得者、 権現様 台徳院様御感被成候事

一、濃州河越之時、出雲守下り廻、門ヲ随分持候而、頭数貳百余

討取江戸江差上ケ、 権現様御感状被下候事

一、同江渡ニ而モ頭数多討取、鼻を欠<sup>キカ</sup>而御出馬之途中ニ而

申上候事

一、関ヶ原御合戦之日ハ出雲守ニハ大垣之城之押被 仰付

同日南宮山ニ在陣仕候中国之人数之為證人吉川家老

栗屋十郎兵衛ト申者ヲ請取、大坂迄召連、以 御意

返シ申候事

一、山城守儀モ大坂兩度之御陣并廣嶋江被遣候刻モ、

油断不仕候、常々家人共ニ申聞候者、御代々帶刀

出雲守・山城迄御懇之儀ニ御座候間、一廉御奉公申上

度候間、面々モ其心得仕候得ト申候處、病死致候儀

非本意奉存候事

右私共存候通申上候、然者堀尾名字断絶不仕候様ニ被為

仰付可被下旨、難有忝次第奉存候、御相統之儀偏奉頼候、已上

二月十三日

久徳内膳

堀尾但馬

揖斐伊豆

前田丹波

小嶋隼人

堀尾左兵衛

堀尾大隅

堀尾采女

堀尾因幡

堀尾修理

酒井雅楽頭様

土井大炊頭様

酒井讚岐守様

吉晴公天文十二癸卯

誕生

一、元龜二年、御年二十八、近江國長濱三百石

一、天正五年、秀吉公播磨國御拜領、霜月廿八日御入国姫路

千五百石

一、天正十年、丹波黒江三千五百石、御加増

一、同十一年、若狭高濱老万七千石

一、同十三年、同國御牆貳万石

一、同年八月、近江国佐和山四万石、出入六年  
一、同十九年、遠州濱松十貳万石

一、慶長四年、越前府中五万石、從 家康公被進 但濱松城二八  
忠氏公御居城

一、同五年、出雲・隱岐兩國御拜領

御手柄場所、御若名・小太郎・茂助・帶刀先生

一、元龜元年六月、當年吉晴公二十七、江州横山江浅井出張之時、

岐阜江御使ニ御越御歸ノ折節、敵打出、直ニ御出有テ、手ニ

御相信長公江首ヲ被掛御目、小太郎ハ我力者ソト御詞カタル

一、同虎御前山江又敵打出タル時、首御捕

一、天正三年五月廿一日、參州長篠ニ而始歩者ノ首御捕、又唐頭

金甲付ノ首御捕、信長公又シタカト被仰

一、同四年摺貝泉州摺貝塚蜂須賀彦右衛門殿陣所江見廻ニ中村

次郎左衛門ト二人御出ノ折節、敵打出、味方敗軍ス、吉晴公

次郎左衛門ト翱出首御捕、但鎗下ノ首

一、同五年但馬尾白山ニ而御切合候而、十三ヶ所手御負、双方草臥

睨合テ御座候所江、津田小八郎來合、首ヲ捕、秀吉公御前ニテ

吉晴公御働之様子小八郎御披露

一、同年十一月播州上月ニ而敵宇喜田和泉守打出候時、宮田与蕃八郎ト

翱出首御捕手御負小右衛門馬ニダキノセ候時、又敵返來テ

見給翱出ント被成ヲ、小右衛門馬ノロヲ不放其内味方モリ返シ

御助与リ喜八郎ハ討死

一、同六年摂州有馬ノ奥寺内御破ノ時、鎗下ノ首御捕此時母衣

被仰付

一、同年播州三木ノ付城霧ヶ峯ニテ鎗下ノ首御捕

一、同所ニテ谷大膳討死ノ時、斜小河端ニ鎗下ノ首御捕、是時ヲ

分銅ノ紋付ノ簀三本御拜領、甲賀衆百御預リ

一、天正十年備中スクモ山ニテ夜翱ノ時首御捕

一、同年備中高松ノ城水責ノ前ニ敵打出セリ合有テ鎗下ノ首

御捕

一、同年明智ト山崎合戦ノ時、三人御鎗付ケ候而、アレ取レト被仰

一ツハ堤五郎兵衛、一ツハ松田又市、一ツハ梯権八郎捕

一、尾州アカミ城攻ノ時、首數來ル、秀吉公御感有テ家臣ニ

金錢拜領ノ者多シ、此時マテ御名茂助

一、同十一年イナ勢州イナ小河内ノ城塀限ニ而イナ討首御捕、此時重村

多左衛門御傍ニテ討死

一、同年江州志津ヶ嶽合戦ノ時、双方馬上ニテ御撞落候而首御捕

一、同十二年卯月九日尾州長久手ニテ味方敗軍龍泉寺之退

口 殿リ被成四度御返シ、此時松田左近・吉川若狭并河平右衛門

宮川弥市・荻野庄右衛門・三田村惣右衛門・浅井本ノマ、野治次右衛門

御傍ニ居ル保木善右衛門・廣瀬与之助・一瀬仁左衛門

一、同翌十日シノ木ノ内大草村ヨリ御引拂之時、大事ノ殿ナリト

秀吉公御仁サシニテ被成、此時ノ右之者共居ル

一、同年六月尾州蟹江ノ城攻ノ時、首數多、秀吉公御感

一、同十三年竹ヶ鼻ノ城攻ノ時、南ノ方ノ取出ノ丸御取候而、首數多

秀吉公御感

八

一、同十九年小田原陣山中ニテ家臣高名有テ、金錢拜領者多

一、同十九年九戸陣ノ時、家中ノ者追手江早着キ秀吉公

御感状ヲ被成

井

一、慶長五年參州池鯉鮒ニ而加々江弥八御シトメ、水野惣兵衛殿

内鈴木与八是ヲ存于今存生ノヨシ 本ノマ、

一、鎗下ノ首 御當家ノ吟味ハ口有之由、信長記ニ高遠ノ城攻ノ時、山口小弁佐々清藏ナトマテ鎗合、則鎗下ニテ首討捕ト有之

権現様ヨリ九人江被遣候御起請之旨

敬白靈社上卷起請文前書之事

一、今度縁辺之儀ニ付而御理之通承届候、然上者、向後遺恨ニ不存候之間、前篇無相違諸事可令入魂事

一、太閤様御置目十人連判誓紙之筋目弥不可有相違候、若

失念モ候而誰々於身上モ相違有之者十人之内聞付次第

一人二人ニ而モ互ニ異見可申候、其上<sup>同心</sup>於無之者殘衆中一同ニ

異見可申候事

一、今度双方江入魂之通申仁有之對其者<sup>トテ</sup>含遺恨存分不

可有之候、但背御法度御置目申ニおゐてハ、遂穿 可被

處罪科事

右條々若於相違者、忝此靈社上卷起請文御罰深厚可

罷蒙者也、仍前書如件

慶長四年二月五日

家康

加賀大納言殿

備前中納言殿

會津中納言殿

安藝中納言殿

徳善院

浅野彈正少弼入道殿

増田右衛門尉入道殿

石田治部少輔入道殿

長束大蔵大輔入道殿

九人ノ衆ヨリ 権現様江被上起請之旨

敬白靈社上卷起請文前書之事

一、今度縁辺之儀ニ付而御理申入之處ニ、早速御同心

畏入候、然上者、向後御遺恨無御座候旨於各忝候之條

前篇ニ不相替諸事入魂可仕之事

一、太閤様御置目十人連判誓紙之旨、弥不可有相違、若失

念モ候而誰々於身上モ相違有之者十人之内聞付次第

一人二人ニ而モ互ニ異見可申候、其上同心於無之者殘ル

衆中一同ニ異見可申事

一、今度双方江入魂之通申仁有トテ之對其者遺恨をふくミ

存念不可有之候、但御法度御置目を背申ニおゐてハ

十人として遂穿鑿可被處罪科事

右條々若於相背忝此靈社上卷起請文御罰深厚

各可罷蒙者也、仍前書如件

慶長四年二月五日

長束大蔵大輔入道

石田治部少輔入道

増田右衛門尉入道

浅野彈正少弼入道

徳善院

輝元

景勝

秀家

利家

内大臣殿

井伊兵部少輔殿吉晴公江被遣候誓紙ノ文言

今度出入之儀ニ付、御書付之通、具ニ披露申處ニ連々御心入不始于今義別而満足被存候、向後何ニ而モ弥可被仰談儀御尤ニ候、以來少モ疎畧御座有間鋪候、如此申合候上、自然内府忘却被仕候者我等男ヲやめ可申候条具御心得候而諸相談所仰候右之旨相違於有之者  
神文

井伊兵部少輔  
月日

堀尾帶刀殿

岐阜川越之時忠氏公江被下文言

今度於濃州表合戰之刻、其方御家中江被討捕首  
注文具ニ披見誠心地能義共候御手柄可申様無之候  
明日令出馬候間、万事期其節候、恐々謹言

八月廿九日  
家康  
堀尾信濃守殿

大閤記云、吉晴公命ヲ奉給事三度ト有之、其事左ニ記之

- 一、天正六年荒木謀叛ノ時、秀吉公異見ニ御越有シ時、家老之者顔付チカク候ヲ吉晴公引付テ御手放無之事
- 一、江州志津ヶ嶽ニテ柴田ト御對陣之時、稲葉伊豫守御付置之事

- 一、秀次公御謀叛之時、伏見江御越被成候様ニトノ御使ニ吉晴公被仰付候、此時秀次公於無御同心者則座ニ可有御究由之事

法名 春光院ヨリ来ル写

慶長十二丁未年四月六日

龍翔院殿方芳岳宗葩大姉 泰晴公ノ御前 吉晴公御母堂

元和五 年四月四日

昌徳院殿俊芳宗英大姉 吉晴公御前 但高田豊後

守女忠氏公

等ノ御母堂

寛永四丁卯年三月十七日

長松院殿真諦紹聖大姉 忠氏公御前 前田徳善院

玄以女

### (解説)

「堀尾家由緒書」は、表題の示すとおり堀尾家の由緒を示す史料である。内容としては、『新修島根県史 史料篇二 近世上』(一九八四年)所収の「堀尾家記録」(以下「記録」堀尾虎雄氏蔵)や「堀尾公理由書 圓成寺指心代」(圓成寺蔵)とほぼ同じ内容の史料が収められている。以下、主に「記録」と比較しながら検討してみたい。

内容については、大きく次のように分類できる。①堀尾氏が忠晴の死をもつて断絶してしまうことに対して堀尾氏旧臣八名の連署による家名存続を願う訴状、②堀尾吉晴の数々の軍功を書き記した史料、③堀尾氏と徳川氏との関係を示す史料、④「由緒書」の作成者が後に書き足したと考えられる史料である。

以下、①・②・③・④の箇所の内容について考えてみたい。

①堀尾氏旧臣連署の訴状

これは酒井雅楽頭(忠世)・土井大炊頭(利勝)・酒井讃岐守(忠勝)らの

幕閣首脳に宛てられたもので、堀尾氏の家名断絶に対して存続を求めることが内容である。この文書の存在は、忠晴の死によって無嗣断絶した堀尾氏の再興を目指す運動が存在したことを示すものである。

②堀尾吉晴の軍功史料

ここでは、若干ではあるが、「由緒書」と「記録」との内容の相違点を記したいと思う。

a、「堀尾家記録」中の「堀尾帯刀吉晴公働之覚」との比較

「堀尾家記録」(「堀尾帯刀吉晴公働之覚」)	堀尾家由緒書
天正五年八月 丹波国二明智入国…	記載なし
天正五年十一月 幡州上月城二尼子家臣…	↓ 播州上月二而敵宇喜田…
(天正五年十一月) 同国広瀬宇野城明退候時…	↓ 記載なし
天正七年 幡州三木城主別所小三郎ヲ…	↓ 「天正六年」の出来事として記載
(天正七年) 同所ニテ谷大膳討死ノ時…	↓ 「天正十一年」の出来事として記載
天正十年 伊勢小河内ノ城責ノ時…	↓ 記載なし
天正十二年 同年(天正十二年)同月(五月) 二日、同加々井ノ城ニ…	↓ 記載なし
「 十一月、同所鼻ノ城ニ…	↓ 「天正十三年」の出来事として記載
「 同赤見ノ城責ノ時…	↓ 記載なし
天正十八年 同年(天正十八年)八月、 奥州九戸ノ城…	↓ 「天正十九年」の出来事として記載

特徴としては、概して吉晴の軍功に関する記載は、「由緒書」よりも「記録」が詳しくなされていることが分かる。

b、「堀尾家記録」中の「御知行所覚」との比較

堀尾家記録(「御知行所覚」)	堀尾家由緒書
丹波黒井 三千石	天正十年 丹波黒江 三千五百石
若州小浜 壹万石	天正十一年 若狭高濱 壹万七千石
同国佐垣 貳万石	天正十三年 同国御牆 貳万石

※「御知行所覚」には、宛行われた年代の記載なし

まず「黒井」と「黒江」の違いについて考えてみたい。圓成寺文書に天正十年(一五八二)九月九日付羽柴秀吉知行充行状があり、秀吉が堀尾吉晴に丹波氷上郡六千二百八十四石を与えていることが確認できる。また同年十一月には丹波柏原別宮八幡宮に吉晴は寄進を行っていることから(『大日本史料』第十一編之二、天正十年十一月十二日条)、この時期丹波氷上郡は吉晴が知行していたと考えられ、同郡内には黒井城という城郭があり、吉晴が城主であったという記述もみられる\*1。以上のことから、「丹波黒江」は「丹波黒井」である可能性が高いと思われる。

次に、「小浜」と「高濱」については、「秀吉事紀」によれば、「若狭佐柿<sup>ニハ</sup>木村隼人佑秀晴、高濱<sup>ニハ</sup>堀尾毛介吉晴<sup>吉晴</sup>とある\*2。また、天正十一年(一五八三)に吉晴が高濱を宛行なわれたという伝承も残っている\*3。これらのことから、「小浜」は「高濱」であったと推測される。

最後に「佐垣」と「御牆」については、『日本歴史地名大系第十八巻 福井県の地名』(一九八一年)には、守護武田氏の滅亡後、三方郡の拠点である国吉城(佐柿城)を居城としたのは、栗屋勝久・木村重茲・堀尾吉晴と代わっていたとの記述がある\*4。また、島田成矩氏によれば、「坂本」とする記述の存在を指摘し、これは「佐柿」の誤りではないかと推測している\*5。更に、吉晴が「佐柿」へ所替になったとする伝承も残っていることから\*6、「御牆」

は「佐垣(佐柿)」ではないかと考えられる。

③堀尾氏と徳川氏との関係を示す史料

③の内容を確認する例として、ここでは慶長四年(一五九九)二月五日付の誓書の写について触れてみたい。

この文書が発給される少し前、慶長四年一月に、徳川家康は伊達正宗・福島正則・蜂須賀家政と婚姻関係を結んだ。これは秀吉の生前に結ばれた婚姻関係についての取り決めに違反するもので、そのため、前田利家・毛利輝元等と対立していた(『史料綜覧』十一編九一三冊)。慶長四年二月五日付の二通の誓書は、こうした両者の調停に際して発給された文書である。

そのとき、両者の仲介に尽力したのが堀尾吉晴をはじめとする三中老であつたことが知られ、二通の誓書写の直後に記載されている井伊直政起請文写からもそれについて確認できる。

この後、堀尾吉晴は同年十月朔日付で、三大老より越前府中五万石を宛行われているが<sup>\*7</sup>、これは、中村孝也氏によれば、「家康より知行を與えられた最初のもの」<sup>\*8</sup>と解釈されており、実際吉晴が前の紛争で重要な役割を果たしたことがうかがえる。

このように③の史料の箇所は、堀尾吉晴の徳川幕府成立に至る貢献を示す性格のものである。

④「由緒書」の作成者が後に書き足したと考えられる史料

④については、「由緒書」の末尾に「太閤記云」と「法名 春光院ヨリ来ル写」からなる部分で、「記録」にはこれらの記述が見当たらないことから、「由緒書」の作成者が後に書き加えたものと考えられる。また、「法名 春光院ヨリ来ル写」から分かるように、この「由緒書」は元々春光院とは別の所有者(石原氏力)を想定して作成されたものではないかと思われる。

後になつて、堀尾氏は、忠晴の死後、跡目がないという理由で改易(領地没収)されるが、その過程においては、「方々肝煎も御座候へ共」<sup>\*9</sup>とあるように、幕府内部において堀尾家の処遇に対する斡旋の動きがあつたこと、幕府内でも堀尾氏が相応の地位にあつたのではないかということが推測される。

「由緒書」と「記録」を比較してみたとき、「慶長五年八月廿二日 美濃川越合戦首之覚」、「年末詳七月三日付堀尾吉晴定書写」など、「記録」のみに見られる史料もいくつか存在している。しかしながら、「由緒書」の作成者が、慶長四年二月五月付の誓書の写しを残したのは、堀尾氏が先述した家康と前田利家等との紛争における役割、ひいては幕府における堀尾氏の役割の大きさを指し示すためだったのでないかと考えられる。

\*1 『角川日本地名大辞典 二八 兵庫県』(角川書店、一九八八年)五六〇および

五六二頁、『日本歴史地名大系二九卷I 兵庫県の地名』(平凡社、一九九九年)六一九頁。

\*2 『大日本史料』第十四編之四、天正十一年八月一日条。

\*3 『大日本史料』第十二編之八、慶長十六年六月十七日条。

\*4 『日本歴史地名大系第十八卷 福井県の地名』(平凡社、一九八二年)、五六三頁。

\*5 島田成矩『堀尾吉晴 松江城築城城主・中老』(今井書店、一九九五年)、二八六頁。

\*6 『續武將感状記』(『大日本史料』第十二編之八、慶長十六年六月十七日条)

\*7 中村孝也『徳川家康文書の研究』(日本学術振興会、一九五八年)、四四九、四五〇頁所収文書参照。

\*8 前掲注7中村氏著書、四五〇頁。

\*9 (寛永十年)十月四日付書状案(『大日本近世史料』細川家史料一十二)

(四) 出雲・隱岐堀尾山城守家中給知帳

「寛永十曆

出雲 家中

堀尾山城守 帳

隱岐 給知

壬 九月日

西

小性

一貳千石

一五百石

一五百五拾石

越後 堀丹後殿

一五百石 出羽殿

一四百石 奥田主水

一四百石 中嶋宗左衛門尉

一四百石 吉原小平太

一四百石 ミマサカ 堀田武助

一四百石 浅井勘左衛門尉

一五百石 大塩兵左衛門尉

一参百石 六浦権左衛門尉

一参百石 佐治五郎兵衛

一参百拾石 稲葉美濃殿 藤田孫太夫

一参百石 村上作太夫

一参百石 出雲 高橋木工

一三百石 松平出羽殿

一三百石 草野左衛門尉

一三百石 新金石衛門尉

一三百石 白山半兵衛

一三百石 備中 伊達次左衛門尉

一三百石 池田出雲殿

一三百石 影山牧馬

一貳百石 アイツ 藤井鞆負

一貳百五拾石 加藤式部殿 梶村彦兵衛

一貳百五拾石 青山大藏殿 前田五郎作

一貳百五拾石 速水善兵衛

一貳百石 出雲 今村権七

一貳百石 出羽殿 杉野右衛門八

一貳百五拾石 栗栖久次郎

一貳百五拾石 備中 藤田平三郎

一貳百五拾石 池田出雲殿 一瀬佐左衛門尉

一貳百五拾石 松平隱岐殿 梶原弥五八

一貳百五拾石 今村弥五右衛門尉

一一百五拾石 森村平兵衛

一一百五拾石 山田弥五助

一貳百五拾石 包平太夫

一参百石 松平出羽殿 内貴七太夫

一貳百八拾石 生駒讚岐殿 吉川嘉太夫

一一百五拾石 小池半十郎

一一百四拾石 永原佐右衛門尉

一一百石 儀村佐内

一一百石 野間吉三郎

一貳百石 加藤式部殿 中村五郎左衛門尉

一貳百石 弁包金十郎

- ・ 一四拾石 吉井千太郎
- 一 参百石 中村太郎衛門尉
- 一 参百石 加藤式部殿
- ・ 一貳百五拾石 藤井八左衛門尉
- 一 百五拾石 辻十郎右衛門尉
- 一 百五拾石 堂堂<sup>藤</sup>大学殿
- 一 貳百石 奥平美作殿
- 一 貳百石 松平出羽殿
- 一 貳百五拾石 本多甲斐殿
- 一 百五拾石 加藤式部殿
- ・ 一 百五拾石 松平新太郎殿
- 一 百五拾石 松平出羽殿
- ・ 一 百五拾石 龜井能登殿
- 一 百五拾石 小嶋庄七
- 一 百五拾石 青喜太郎
- 一 百五拾石 落合平右衛門尉
- 一 百五拾石 永田清四郎
- 一 参百石 山外吉左衛門尉
- 一 百五拾石 上田萬助
- 一 百五拾石 丹羽五郎左衛門尉
- 一 百五拾石 松平出羽殿
- 一 百五拾石 高田兵大郎
- 一 貳百石 後藤内記
- 一 貳百石 小野八十郎
- 一 貳百石 塩見権八
- 一 貳百石 松平出羽殿
- 一 貳百石 田中助之進
- 一 百五拾石 長谷川三蔵
- 一 百五拾石 河合文蔵
- 一 百五拾石 小嶋少右衛門尉
- 一 百五拾石 永原弥平次
- 一 貳百石 神部小源五
- 一 百五拾石 生田八郎兵衛
- ・ 一 百五拾石 田嶋十兵衛
- 一 百石 堀野丹後殿
- 一 百石 本田甲斐殿
- 一 百石 酒井宮内殿
- 一 百石 服部兵太
- 一六拾石 △手角傳七後
- △ 一五拾石 ○渡勘次郎前
- ・ 一四拾石 六浦清五郎
- 一四拾石 森丹七
- 高壹萬九千七百五拾石 七拾九人
- 中嶋軍左衛門尉与 步
- 堀田加賀殿 富山六兵衛
- 一 百石 大嶋勘之丞
- 一 参拾石 片岡左次兵衛
- 高百七拾石 佐次形部与 步
- 一四拾石 細田徳左衛門尉
- 一四拾石 高牧少蔵
- 一四拾石 平野縫殿与 步
- 一六拾石 酒井讃岐殿
- 一五拾石 荒木武右衛門尉
- 一 参拾五石 池田出雲殿
- 一 参拾五石 河瀬久兵衛
- 一 参拾石 富田九郎大夫
- 奥田主水与 步
- 一 参拾石 供五所九右衛門尉
- 一 参拾石 小原駒之介
- 一 百五拾石 相模 山川竹之介

一五拾五石	同	古志九左衛門尉	一四〇石	加藤出羽殿	梶原又六
右高合六百五拾五石	拾貳人歩之衆		一五〇石	生駒讃岐殿	林九郎右衛門尉
馬廻			一貳百石		向坂猪右衛門尉
一千石	大藏殿	堀尾丹家	一六〇石	越前 伊与殿	森勘兵衛
一參百五拾石	アカウ 右近殿	入江九郎左衛門尉	一五〇石		并河平助
一四〇石		今村三左衛門尉	一五〇石	浅野安藝殿	余語次大夫
一六〇石		長瀬弥左衛門尉	一四〇三拾石		山本次兵衛
一五〇石	酒井讃岐殿	慶増安大夫	一三〇拾石	松平阿波殿	細野作左衛門尉
一五〇石		野村孫太郎	一參百石	生駒讃岐殿	落合源大夫
一五〇石		武元左平太	一參百石	出雲 出羽殿	奈良久五郎
一五〇石		上山場左衛門尉	一參百石		山瀬七郎右衛門尉
一參百石	酒井讃岐殿	松原又右衛門尉	一參百石	生駒讃岐殿	大原正右衛門尉
一四〇石		湯浅清右衛門尉	一參百石	角田吉三郎	權右衛門毛利
一參百石		江藤彦左衛門尉	一貳百五拾石		上田
一貳百五拾石	龜并能登殿	小鴨茂右衛門尉	一貳百參拾石		彌平次
一貳百五拾石	松平美作殿	平手左地右衛門尉	一貳百石	五郎左衛門殿	中村甚右衛門尉
一貳百石		瀧七郎兵衛	一貳百石		山本藤八
一貳百石		山口次郎右衛門尉	高合六千六百貳拾石	拾九人	中村弥太郎
一貳百石	出雲 出羽殿	近藤権大夫	一千石		生駒十大郎
高合七千四百五拾石		拾九人	一七〇石		中川内匠
一參百石	有馬玄蕃殿	堀尾孫兵衛	一參百石		中村久兵衛
一五〇石	松平伊与殿	河合与三左衛門尉	五十		百々彦助
			一六〇石	備前 新太郎殿	

一 参百石	竹保久左衛門尉	一 貳百石	土井大炊殿	大屋長左衛門尉
一 四百石	河田 又大郎 又十郎	一 貳百五拾石	加式部殿	村井右衛門
一 参百九拾石	百々善右衛門尉	一 貳百五拾石	奈出羽殿	山田長三郎
一 参百五拾石	窪田与次左衛門尉	一 貳百石	丹羽五郎左衛門殿	小倉八右衛門尉
一 参百五拾石	渡邊十右衛門尉	一 貳百石	稻葉美濃殿	保木才三郎
一 参百石	落合半左衛門尉	一 貳百石	丹羽五郎左衛門殿	丹羽角兵衛
一 参百石	機樽八傳三郎	一 貳百石	稲葉美濃殿	小澤長右衛門尉
一 参百石	大嶋九郎左衛門尉	一 貳百石	澤五助	越知喜左衛門尉
一 参百石	辻幾右衛門尉	一 貳百石	堀尾修理	澤五助
一 貳百五拾石	澤助九郎	一 貳百石	堀尾修理	澤傳八
一 貳百五拾石	河田新左衛門尉	一 貳百石	紀ノ國	堀尾彦三郎
一 貳百拾石	中嶋大之助	一 参百貳拾石	アマカ埵	渡邊与五左衛門尉
一 貳百石	岩崎平右衛門尉	一 参百貳拾石	脇	浅野木工之丞
一 百五拾石	河田助次郎	一 参百石	ア井ス	山瀬八右衛門尉
一 貳百石	中村弥右衛門尉	一 参百石	池田出雲殿	加納庄左衛門尉
一 参百石	大野角之介	一 貳百四拾石	キノ國	重村孫之丞
高合七千貳百石	奈出羽殿	一 貳百拾石	アマカサキ	渡邊貞右衛門尉
一 千貳百石	貳拾人	一 貳百石	青山大藏	丹羽丹右衛門尉
一 五百石	か、 筑前殿	一 貳百石	松出羽殿	多木茂左衛門尉
一 参百石	戸田左門殿	一 貳百石	近藤六郎兵衛	外山市郎右衛門尉
一 五百石	庄五郎殿	一 貳百石	牧源右衛門尉	森平六左衛門尉
一 参百五拾石	野間權之丞	一 貳百石	山川助太郎	山外吉右衛門尉
一 参百貳拾石	小嶋三七	一 百八拾石	山川助太郎	
一 参百石	河井兵三郎	一 百七拾石	山外吉右衛門尉	
一 参百石	龍半左衛門尉	一 百七拾石		
一 参百石	早川文五郎	一 百七拾石		

一百七拾石	池田龜之介	高合壹萬三千九百貳拾石	四拾三人
一百五拾石	齋藤安左衛門尉	外に鐵炮五拾人	
	アマカサキ 大藏殿		
・一百五拾石	天野与次右衛門尉	・一四九百石	堀尾因幡
	青山大藏殿子	一八百石	忝田勘十郎
一百五拾石	鳥居小右衛門尉	・一參百七拾石	樋口彦介
一百五拾石	丹羽太之介	一三百八拾石	松田与三兵衛
一貳百石	稻垣七左衛門尉	・一貳百石	坂井与兵衛
一百四拾石	鈴木五郎左衛門尉	一貳百石	中西奥左衛門尉
一百參拾石	包久大夫	一貳百石	歳山清兵衛
一百參拾石	林多右衛門尉	一貳百石	百々五郎左衛門尉
一百貳拾石	福見市左衛門尉	一貳百石	樋口喜左衛門尉
一百貳拾石	服部政右衛門尉	一貳百石	則武助左衛門尉
一百貳拾石	溝口二郎右衛門尉	一貳百石	瀧藤兵衛
一百貳拾石	金村吉左衛門尉	一貳百石	梶原駒
一百貳拾石	大塚郷左衛門尉	一百六拾石	生田四郎兵衛
一百石	永原彦太郎	・一百八拾石	一瀬浅右衛門尉
	アカウ 松平右近	一百五拾石	芳賀弥三右衛門尉
・一百五拾石	大山与右衛門尉	・一百五拾石	上林喜右衛門尉
一百五拾石	今村喜助	・一百七拾石	瀧六兵衛
一百四拾石	今村右衛門九郎	一百五拾石	瀧角兵衛
一百石	今村市郎兵衛	・一百參拾石	瀧勘介
一百五拾石	長庭記内	・一百四拾石	伴九郎左衛門尉
一百三拾石	長庭善九郎	一百三拾石	定野傳左衛門尉
一貳百石	舟橋兵之丞	一百三拾石	南源大夫
一百四拾石	河田兵藏	一百三拾石	菊井勘七
一貳百石	長谷川勘左衛門尉	一百三拾石	河田七郎兵衛
一貳百石	黒江権右衛門尉	一百貳拾石	細江弥次兵衛
一貳百石	安藤弥平太	一百三拾石	荒木藤左衛門尉
		松出羽殿	

一百貳拾石	田中八郎太郎	一貳百石	出羽殿	畑勘八郎
一百貳拾石	矢田与四右衛門尉	一貳百石	古田兵部殿	玉木助九郎
一百貳拾石	吉川五郎兵衛	一貳百石	夕チノ 刑部殿	永岡政之丞
一百拾石	福岡善右衛門尉	一貳百三拾石	木下半兵衛	
一百三拾石	築山文右衛門尉	一百八拾石	松平出羽殿	畑勘大夫
一百四拾石	松田少九郎	一百七拾石	同	野村加介
高合壹萬九百拾石	參拾三人	一百七拾石		小黒久之丞
外二鉄炮六拾人		一百五拾石		足立勘太郎
一四千石	堀尾采女	一主甫八拾布		髙山作之丞
一五百石	堀尾右近	一百五拾石		一瀬武右衛門尉
貳百三拾石佐治七左衛門尉		一百五拾石		三田村大郎左衛門尉
備中		一百五拾石		伊藤宇兵衛
池田出雲	藤田源八郎	一百三拾石		石井九郎次郎
一貳百五拾石	玉木四郎右衛門尉	一百貳拾石	松出羽殿	宇津尾傳左衛門尉
一參百石	木戸右衛門尉	一百拾石		黒田喜八郎
一貳百五拾石	宇津尾九藏	一百拾石		鈴木角之丞
一貳百五拾石	河瀬佐右衛門尉	一貳百石		村嶋傳藏
一貳百三拾石	并河藤兵衛	一百石		澤田小左衛門尉
一貳百石	宇津尾大郎右衛門尉	一百石		野崎辰藏
若狭		一百石		矢具嶋傳介
酒井讚岐殿	揖斐數馬	一百五拾石	松出羽殿	坂口二郎兵衛
出雲		高合壹萬千參百八拾石		森權七
出羽殿	中村清兵衛	外鉄炮五拾人		三拾九人
一貳百石	千賀四郎左衛門尉			疋田權大夫
一貳百石	馬路市大夫			
一貳百石	菫部孫市	一貳千五百石		堀尾左兵衛

・一貳千石	外鉄炮参拾人	高合六千八百八拾石	貳拾六人	小嶋隼人
・一貳百拾石		一百五拾石	松出羽殿	
・一貳百五拾石		一百貳拾石	今村平吉	
・一貳百石		一百貳拾石	丹羽仙右衛門尉	
一貳百石		一百貳拾石	高田又右衛門	
一貳百石		一百貳拾石	浅井長五郎	
一貳百石		一百貳拾石	江口孫四郎	
一貳百石		一百貳拾石	田中小五郎	
一貳百石		一百貳拾石	小嶋傳次	
一貳百石		一百貳拾石	山田市左衛門尉	
一貳百石		一百貳拾石	加成新五郎	
一貳百石		一百貳拾石	宮田佐助	
一貳百石		一百貳拾石	滑方九郎兵衛	
一貳百石		一百貳拾石	野崎庄八	
一貳百石		一百貳拾石	野崎喜蔵	
一貳百石		一百貳拾石	近藤新兵衛	
一貳百石		一百貳拾石	木戸又兵衛	
一貳百石		一百貳拾石	一瀬十三郎	
一貳百石		一百貳拾石	落合甚介	
一貳百石		一百貳拾石	尾崎市之丞	
一貳百石		一百貳拾石	服部茂兵衛	
一貳百石		一百貳拾石	田嶋彦左衛門尉	
一貳百石		一百貳拾石	高間宗兵衛	
一貳百石		一百貳拾石	堀尾頼母	
・一貳百五拾石		高合五千六百五拾五石	貳拾六人	
・一貳百石		一百五拾石	但馬	
・一貳百石		一百五拾石	小出大和殿	
・一貳百石		一百五拾石	池村兵吉	
・一貳百石		一百五拾石	落合長恣	
・一貳百石		一百五拾石	大助 永井信濃殿	
・一貳百石		一百五拾石	落合助二郎	
・一貳百石		一百五拾石	平助	
・一貳百石		一百五拾石	小堀半兵衛	
・一貳百石		一百五拾石	姿本五左衛門尉	
・一貳百石		一百五拾石	岡嶋武兵衛	
・一貳百石		一百五拾石	吉川兵五郎	
・一貳百石		一百五拾石	白井藤恣	
・一貳百石		一百五拾石	落合九之助	
・一貳百石		一百五拾石	日比六大夫	
・一貳百石		一百五拾石	落合安右衛門尉	
・一貳百石		一百五拾石	松本平八	
・一貳百石		一百五拾石	高橋新左衛門尉	
・一貳百石		一百五拾石	藤江弥次右衛門尉	
・一貳百石		一百五拾石	山田甚兵衛	
・一貳百石		一百五拾石	奈山七右衛門尉	
・一貳百石		一百五拾石	小笠原次右衛門尉	
・一貳百石		一百五拾石	松原三十郎	
・一貳百石		一百五拾石	青木佐右衛門尉	
・一貳百石		一百五拾石	小嶋兵助	
・一貳百石		一百五拾石	堀尾大隅	
・一貳百石		一百五拾石	堀尾吉十郎	
・一貳百石		一百五拾石	中村無右衛門尉	

・一貳百五拾石

石田作右衛門尉

一百七拾石

跡部左吉

一貳百石

野々村宗左衛門尉

一百五拾石

森口右衛門尉

一貳百石

坂井清兵衛

一百四拾石

松出羽殿

坂井庄九郎

・一百七拾石

大野茂兵衛

一百四拾石

安藤善八

一百六拾石

石田新三郎

一百四拾石

森村善吉

・一百五拾石

下川九兵衛

一百貳拾石

山川次右衛門尉

一百五拾石

前田喜左衛門尉

一百貳拾石

松出羽殿

坂根權之助

一百五拾石

牧藤右衛門尉

一百拾石

大場千介

・一百五拾石

武中仁右衛門尉

一百五拾石

種村弥大夫

・一百四拾石

松村六兵衛

一參百石

落合

一百四拾石

足立市之助

一參百石

勝之助

・一百三拾石

岡本五兵衛

高合三千八百九拾石

拾五人

・一百貳拾石

石川小左衛門尉

外鉄炮貳拾人

孫平次

・一百貳拾石

留永庄左衛門尉

一參千石

前田丹波

・一百貳拾石

永田久左衛門尉

一參百石

前田十左衛門尉

・一百貳拾石

服部左内

・一貳百五拾石

坂井勘右衛門尉

一百拾石

野村辰之助

一貳百貳拾石

松出羽殿

前田弥左衛門尉

一參百石

野路善大郎

一貳百石

矢木八郎左衛門尉

一貳百石

長谷川長藏

一貳百石

長谷川清次郎

・一貳百石

塩西弁左衛門尉

一貳百石

前田十兵衛

高合六千參拾石

貳拾四人

外鉄炮貳拾壹人

外鉄炮貳拾壹人

一千貳百石

吉川猪之助

一貳百石

備中

畑六右衛門尉

一四拾石

吉川加藤次

一貳百石

池田出雲殿

戸波左傳次

一參百石

吉川少之助

一八拾石

黒田右衛門佐殿

林文左衛門尉

一貳百五拾石

吉川彦六

一八拾五石

黍出羽殿

上田助兵衛

一貳百石

鈴木助兵衛

一七拾石

武藤三大郎

松平隱岐殿

・一百五拾石	水野幸左衛門尉	加賀	河崎藤八
・一百五拾石	山下勘左衛門尉	松平肥前殿	坪田猪左衛門尉
一百四拾石	瀬尾傳八		掛下清介
一百五拾石	足立又八		牧新介
一百四拾石	高田又介	シソ	
一百四拾石	長谷川喜介	恣平岩見殿	
・一百四拾石	木村市助	高合參千八百貳拾石	拾三人
一百三拾石	萩野七右衛門尉	・一貳千石	神保清十郎
一百貳拾石	樋口文右衛門尉	一參百石	黒田将監
一百貳拾石	大田辰之助	恣隱岐殿	藤本甚大夫
一百貳拾石	熱見五右衛門尉	・一百五拾石	アイス
一百拾石	上原虎藏	加藤式部殿	岡權兵衛
一百石	并河喜大夫	一百五拾石	小池与八郎
一百石	今村勘五郎	一百五拾石	掛合彦九郎
一百石	羽岡平藏	・一百五拾石	山田弥傳次
一參百石	廣野宗四郎	一百五拾石	中嶋五郎八
高合七千六百拾五石	并河四兵衛	一百貳拾石	田中与茂左衛門尉
外貳拾貳人鉄炮		一百石	二橋忠左衛門尉
		・一百石	山上庄左衛門尉
		高合參千五百貳拾石	拾壹人
一貳千石	牧志摩		中嶋次大夫
・一貳百拾石	牧九右衛門尉	一千七白石	鷺見九八郎
一貳百石	上原庄五郎	一參百石	佐々半四郎
・一貳百石	恣出羽殿	一貳百四拾石	河本作之丞
一百七拾石	牧安左衛門尉	一貳百石	三宅加兵衛
・一百六拾石	西川三九郎	・一貳百石	小澤丹三郎
・一百六拾石	谷左太夫	本田甲斐殿	魚松政右衛門尉
・一百五拾石	今村平太	一貳百石	
・一百三拾石	大迫甚之丞	一百七拾石	
	森助大夫		

一百五十拾石	橫幕忠三郎	一五百石	阿波殿	山田角右衛門尉
一百三十拾石	生駒喜四郎	外弓貳拾人		小池外記
一百拾石	出羽殿	二千石	外鉄炮貳拾人	久徳勘解由
一百石	龜井能登殿	一五百石	クワナ	木戸十乗坊
高合三千五百石	拾壹人	一六百石	若狭 酒井讚岐	山路所左衛門尉
一千石		外鉄炮參拾人		今村右馬之丞
一貳百貳拾石	下方又之丞	一八百石	伊与殿	高恣内匠
一百五十拾石	稻葉七郎左衛門尉	外鉄炮貳拾人	杏隱岐殿	山本角大夫
一百五十拾石	雨森内大夫	一千石	外鉄炮參拾人	畑十大夫
一百四拾石	木村次郎大夫	外鉄炮貳拾人	加式部	源太左衛門
一百四拾石	渋谷西左衛門尉	一五百石	細川 ホシナ肥後殿	奈良伊織
一百四拾石	宇ツ之宮 松平美作殿	外鉄炮貳拾人		今八權大夫左近右衛門
一百四拾石	前田孫左衛門尉	一六百石	本田甲斐殿	萩野彦之丞
一百三拾石	江原小五郎	外鉄炮參拾人		萩野矢嶋
一百貳拾石	野村与兵衛	外鉄炮貳拾人		六浦兵大夫
一百五十拾石	猪子文大夫	外鉄炮貳拾人		
一百石	渡久六	外鉄炮貳拾人		
高合貳千四百四拾石	拾老人	外鉄炮貳拾人		
一參千石	小笠原右近殿	外鉄炮貳拾人		
外伊賀四拾人	揖斐伊豆	外鉄炮貳拾人		
一參千石	恣出羽殿	外鉄炮貳拾人		
一參百石	安藝殿	外鉄炮貳拾人		
一百石	堀尾但馬	外鉄炮貳拾人		
外雜賀四拾人	堀尾熊藏	外鉄炮貳拾人		
一千貳百石	桑名 越中殿	外鉄炮貳拾人		
外弓貳拾老人	久徳内膳	外鉄炮貳拾人		

外鉄炮貳拾人

一五百石

外鉄炮貳拾人

一參百五拾石 忝右近殿

外鉄炮貳拾人

・一參百石

外鉄炮貳拾人

・一五百石

外のほり貳拾六人

・一五百石

外のほり貳拾六人

貳拾四人

高合壹萬八千九百五拾石

弓四拾老人

鉄炮六百九拾三人

のほり五拾貳人

一千石

一五百石

一六六石

一五五石

・一六六石

一五五石

・一四四貳拾石

高合四千百貳拾石

七人

京都

一貳百石

アマカサキ  
青山大蔵

安藤弥次兵衛

則武三大夫

服部茂大夫

村岡次兵衛

武井六左衛門尉

田中幸兵衛

一參百石

一貳百石

高合七百石 三人

江戸

一六千石

一貳千石

一千五百石

・一千石

一四四石

一貳百石

一貳百石

一參百石

一五五石

一百石

一百石

同

高合壹萬貳千參百石

拾老人

留守居

一參百石

一貳百六拾石

一貳百石

一貳百石

一貳百石

一參百石

一貳百石

一貳百石

一貳百四拾石

塩瀬紹仁

渋谷長右衛門尉

内儀

内儀

内儀

長谷川半右衛門尉

長谷川角左衛門尉

河村庄兵衛

足立七左衛門尉

兎玉迎与

恣平佐左衛門尉

林七左衛門尉

高橋又右衛門尉

長谷川宗右衛門尉

畑田利兵衛

江口宗大夫

村田勘六左衛門尉

江口九郎兵衛

林吉兵衛

谷喜兵衛

後藤七蔵



一貳拾五石

一貳拾五石

一貳拾五石

・一貳拾三石

□□貳拾三石

一貳拾石

一拾八石

・一參拾五石

一五拾石

高合五千貳百四拾壹石

七拾貳人

木村助左衛門尉

高庭孫右衛門尉

富田宗兵衛

南部大藏

一圓長大夫

村田銀右衛門尉

内藤少六

増井彦左衛門尉

中澤才助

一貳百石 忝出羽殿

高合千六百七拾石 九人

松村六藏

房

小野齋後家

三田村惣左衛門後家

高見二郎右衛門尉後家

堤五郎兵衛後家

豊島弥兵衛後家

算用

・一參百石 忝出羽殿

一貳百五拾石 生駒一政殿

一參百石

・一貳百拾石 忝出羽殿

一五拾石

高合千八百八拾五石 六人

長谷川加兵衛

林喜平次

磯部加左衛門尉

村田利右衛門尉

加藤清七

前田善左衛門尉

伽之衆醫者共

一貳百五拾石

一四拾石

一貳百石

一三石

・一三石

一五拾石

・一五拾石

一五拾石

吉田良庵

立木壽齋

小川雨庵

遠山慶暮

長野宗伯

疋地喜庵

中山宗仲

南部三右衛門尉

坊主

一五拾石

一五拾石

一貳拾石

一貳拾石

一拾石

高合貳百石 五人

鷹師

一五拾石

一五拾石

一貳拾石

高合貳百參拾石 三人

細工

一五拾石

白川 五郎左衛門殿

今井半藏

細田磯右衛門尉

餅指傳介

小池儀右衛門尉

一四百日	国友藤介	一百石	掛下仙之助
一參百日	徳田彦右衛門尉	一貳拾五石	肝煎甚八
一百貳拾石	包養又助	一貳拾五石	肝煎甚三郎
一百石	中村兵七		ノホリ
一百石	神部新介	一參拾五石	肝煎傳十郎
一百石	産屋左平次	一參拾五石	肝煎大郎右衛門尉
一五拾石	多賀又十郎		道具
一四拾石	常細工茂左衛門尉	一參拾五石	助大夫
一參拾貳石	加藤平藏		サウリトリ
一參拾石	常細工久大夫	一貳拾五石	丹七
一參拾石	はりた喜十郎		門番
一貳拾五石	常細工兵右衛門尉	一貳拾五石	次郎三郎
高合卷千四百五拾八石	拾三人		同
一百石	大工加兵衛	一貳拾參石	藤左衛門尉
一五拾石	市兵衛	一貳拾五石	扶持升取
一五拾石	宗大夫		忠五郎
一五拾石	喜八郎	一五石	神門郡
一參拾石	尾左衛門尉		与五郎
一貳拾石	角介	一五石	同
一貳拾石	宗四郎		加助
一拾三石	善左衛門尉	一六石	同
高合參百參拾參石	八人		楯縫郡
一百石	新具大兵衛	一八石	甚九郎
一百石	武志六之丞	一七石	秋鹿
一貳拾五石	肝煎三郎兵衛		勘七
一貳拾參石	肝煎与三ノ	一拾石	意宇
一百參拾石	稲葉美濃殿		能儀
			弥兵衛

一拾五石	五助	仁田ノ郡	參百八拾壹石七斗五升	木築大社領
一五石	三郎兵衛	同	參拾石	祭田
一五石	甚右衛門尉	同	千石	燈明田
一拾石	飯石郡	同	千石	國造千家
一拾石	四郎左衛門尉	同	五拾石	國造北嶋
一拾石	出東	同	拾參石	本願領
一拾石	富田庄肝煎	同	貳百四石壹斗六升	神宮寺領
一拾石	九郎兵衛	同	貳拾石	修理田
一九石	同町目代	同	拾石	北嶋左平次
一參石貳斗	折坂肝煎	同	拾石	千家多左衛門尉
一四石	意宇郡来海	同	拾石	大工次郎左衛門尉
一四石	山廻 源右衛門	同	拾石	大工三郎左衛門尉
一四石	山廻 又兵衛	同	一六百拾三石三斗	日御崎
一四石	同熊野	同	一八石	鷲大明神
一四石	山廻 宗右衛門	同	一參石	阿式宮
一四石	山廻 又兵衛	同	一參百石	鰐淵寺
一四石	同穴道	同	一參拾壹石	神門寺
一四石	山廻 二郎右衛門	同	一貳百石	佐陀大明神
一四石	山廻 忠右衛門	同	一拾七石	伊弉諾
高合八百六拾九石貳斗	參拾六人	同	一貳百拾貳石	伊弉冉
一貳百石	寺社領	同	一參拾石	八重垣
一貳千七百貳拾八石九斗八合	東照權現	同	一貳百石	瑞應寺
		同	一百五拾石	伊勢外宮
		同	一五拾石	伊勢內宮
		同	一五拾石	熱田大明神
		同	一五拾石	多賀大明神
		同	一六拾石	京愛宕
		同	一貳百石	京八幡宮

一五拾石	瀧本房
一貳拾石	尾張津嶋
一五拾石	妙心寺
一貳拾四石	大山権現
一八石	乃木如來
一參拾壹石	松江大明神
一三拾石	普門院
一五石	一成権現
一五石	同若宮
一五拾石	出雲郷八幡
一拾貳石	安國寺
一五石	蘆高大明神
一四拾石	楯屋大明神
一七石五斗	浄光寺
一拾七石	熊野権現
一參拾石	富田八幡
一拾貳石	能儀宮
一五石	道祖神
一百石	清水寺
一拾石	雲樹寺
一拾四石	美保大明神
一貳拾石	枕木花蔵寺
一拾五石	岩屋寺
一八石	覺融寺
一五石	青龍寺
一五石	妙巖寺
一拾石	須佐大宮
一拾五石	禪定寺
一七石	壽福寺

一拾石	三刀屋一宮
一貳拾五石	同八幡
一拾貳石	峯寺
一拾石	弘安寺
	西
一拾貳石	神中八幡
一參拾石	園妙見
一參石	弘法寺
一參拾石	塩冶八幡
一參石	寶蔵寺
一九石	木成天皇
	出雲
一貳拾石	一畑寺
一拾五石	大野高宮
一四石	圓福寺天皇
一貳石	森山萬福寺
一參石	片江長壽寺
一四石	松江橋姫
高合五千九百五石七斗八合	
	隱岐國
一拾五石	船頭弥次右衛門尉
一八石	大工源右衛門尉
一八石	同小平次
一七石	同弥次郎
一四石	郡小左衛門尉
一貳石	桶大工
高四拾四石	

寺社領

一貳拾石 隱岐院  
 一拾貳石 大峯領  
 一拾石 惣社大明神  
 一拾石 焼火権現  
 一拾石 大萬寺  
 一拾石 一宮  
 一拾石 宇津賀大明神  
 一五石 國分寺  
 一五石 護國寺  
 一五石 高田大明神  
 一五石 八幡宮  
 一五石 建福寺山皇  
 一五石 知夫利ノ宮  
 一參石 長福寺  
 一參石 八幡宮  
 一三石 古城八幡  
 一貳石 天神  
 一貳石 加茂大明神  
 一貳石 大日如来  
 一貳石 内宮  
 一貳石 由良大明神  
 一貳石 山王権現  
 一貳石 東郷八幡  
 高合百貳拾五石

給知

合拾八萬九百五拾石九斗貳升  
 八合  
 藏入  
 八萬參千三百貳拾六石余  
 二口合貳六萬  
 拾 四千貳百七拾石余  
 郡高之覺  
 嶋根郡 出雲  
 一壹萬九千八百五拾八石八斗壹升  
 貳合  
 意宇郡  
 一貳万五千七百參拾七石四斗四升  
 參合  
 能儀郡  
 一參萬五千七拾七石六斗四升四合  
 仁田郡  
 一壹萬五千四百九拾九石六斗九升  
 壹合  
 大原郡  
 一貳萬五千九百七拾貳石六斗七升  
 七合  
 飯石郡  
 一貳萬四千百六拾六石七斗參合  
 神門郡  
 一四萬千九百八拾石壹斗六升四合

出東郡

一 壹萬五千百拾六石九斗壹升貳合

楯縫郡

一 壹萬九百七拾五石壹升九合

秋鹿郡

一 九千七百貳拾七石貳斗七升貳合

高合貳拾貳萬四千百拾貳石三斗七合  
三升

越知郡

隱岐嶋後

一 貳千五百七拾貳石七斗壹升八合

周吉郡

同

一 參千四百八拾五石九斗六升六合

海士郡

同 嶋前

一 貳千參百七拾貳石壹升貳合

知夫利郡

同

一 參千百參拾七石七斗六升五合

高合壹萬千五百六拾八石四斗六升  
壹合

兩國合貳拾參萬五千六百八拾石七斗九升  
八合

在郷町家数

一 八拾五間

安来

一 貳百拾間

富田

一 參拾間

井尻

一 四拾五間

母里

一 參拾間

龜瀧

一 六拾間

横田

一 拾五間

三澤

一 貳拾間

下河井

一 參拾間

上河井

一 貳拾五間

吉田

一 拾八間

油来

一 七拾間

赤名

一 貳拾間

掛合

一 七拾五間

三刀屋

一 貳拾間

大津

一 百五拾間

今市

一 貳百間

杵築

一 貳拾間

古志

一 六拾間

田儀

一 四拾六間

山口

一 五拾間

宍道

一 拾八間

湯ノ町

一 貳拾間

出雲郷

一 貳拾六間

楯屋

一 四拾六間

大東

一 六拾間

木次

一 四拾六間

直江

一 八拾六間

平田

一 八拾間

美保関

人数

一 六百五拾人

知行取

内

六人

家老

参拾六人  
 組与頭  
 拾人  
 伽之衆  
 八拾人  
 小性  
 参百八拾五人  
 寄合  
 参拾人  
 留守居  
 六人  
 算用  
 拾老人  
 京江戸  
 八拾七人  
 歩侍  
 外二九拾人  
 寺社

侍屋職

一城ヨリ東堀之内 九拾壹間  
 一城之内 拾四間  
 一城之西四十間 堀之内九拾間  
 一田町 百六拾五間  
 一北堀外 百五拾三間  
 一中原 百参拾八間  
 惣合六百五拾壹間

※原本では横書

于時寛永十曆

指館圓成院殿前雍州太守高賢宗肖大居士 神儀

九月念日

寛永十年

飯真 大怒玄忠居士 覺靈

九月念六

(解説)

春光院に所蔵されている「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」について、その史料の性格や内容について、紹介と若干の考察を行ってみたい。

「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」は、江戸初期に出雲・隠岐の大名であった堀尾氏の家臣の名前とその禄高を記載する史料である。その表紙には「寛永十曆壬酉九月日」と記されており、その記載のみから考えると、寛永十年(一五三三)九月に成立していたものと考えられる。しかし、本文の記載の注記部分に寛永十年以降の内容を含むものがあり、その成立時期について検討が必要である。堀尾氏に関しては、同種の史料の存在が、既に確認されているので、それらと比較しながら成立時期について考えてみたい。

堀尾氏の家臣団について伝える、いわゆる「堀尾給帳」と呼ばれるものは、管見の限りで、今回紹介した春光院蔵のもの(①)の他に、以下の三点の史料が存在していることが確認できる。②圓成寺蔵「堀尾山城守給帳」、③旧田中莊次郎蔵「雲陰兩國之太守堀尾帯刀先生吉晴公給帳」\*1、④「寛永十癸酉年改 出雲隠岐兩國主堀尾家給帳」\*2の三点である。

②・③については、『島根縣史』(以下『縣史』と略す)編纂時よりその存在が確認されている。『縣史』は、本文の中で③については「甲給帳」として扱い、②を「乙給帳」として記述している。給帳の内容については、③を中心として引用し、その一部が第八巻で記載されている。

②については、『新修島根縣史』史料編一 近世上(以下『県史』と略す)で全文が紹介されている。

③は、奥書部分によれば、③の給帳の原本にあたるものから、まず寛保三年に書写され、その写本を奈倉氏が所持しており、寛政十二年下春下七日に堀尾吉晴の家臣の子孫野中貞元が借り受けて再度書き写している。さらに、

\*1 現在は島根県立図書館に所蔵されている。

\*2 島根県立図書館蔵。

野中氏によって書写されたものを、文政元年の九月に下村又蔵秀就という人物が借用して写したとされる。その下村秀就書写本が現在伝えられている③で、そのことは、史料中にみられる「下村蔵書」という印からも確認できる。

そして、その③を明治四五年に田中莊次郎氏が購入したことが奥書に書かれている。田中氏が所持した時期の『縣史』編纂時に調査が行われたものと思われる。そのため、③は③の原本から三度にわたって書写が繰り返されて成立したものである。その過程で、当然誤写が生まれたり、追記や省略が行われた可能性があるため、その分析は慎重に行われなければならない。

④は、奥書部分に嘉永四年十月から翌年閏二月下旬にかけて吉塚成保によって書写されたことが記載されている。④については、活字化などの形で紹介されていないが、文言的に確認してみると、③と内容をほぼ同じくするものである。同系列の写本と考えることができる。

①と②・③との記載の比較であるが、①・②・③とも若干の省略を除いて家臣等の記載については記載の順や文言的にもよく似ており、その底本を同じくしているものと思われる。違いとしては、二つの点が指摘できる。まず①は、末尾部分に他の給帳にない各郡の高・在郷町の町家数等を記してあること、次に家臣の名と石高の間の空白部分に、家臣達が堀尾氏の断絶後に仕えたと思われる大名家等を記してあることである。先に触れた各郡の高や在郷町の町の記載は、家臣への禄高の配当ばかりでなく収入面にも記載があることになり、その意味で、①は、②・③・④よりもその記載が充実していることになる。

それぞれの成立については、『縣史』は③については、吉晴時代の給帳と記しながら一部吉晴死後の記載もみられるとして、寛永元年から四年にかけて成立したものと捉えられている(九〇頁)。これに対して、②については、③を内容的に増補改訂を加えて、寛永時代に写されたものとして扱っており、②・③ともにその原型を寛永初期に成立したものと捉えている。

①については、寛永十年の年記を持つ他に、既に触れた家臣達の堀尾氏断絶後の仕官先が年代比定の手がかりとなる。例えば「小性」の藤井鞆負・弁包金十郎や藤井八左衛門尉等が仕官した「加藤式部殿」は会津四十万石の大

名であった加藤式部大輔明成のことである。明成は、寛永二十年に死去して加藤家は大幅に減封されて会津から転封されてしまう。注記には明成を示す「加藤式部」の記載と共に「アイツ(会津)」の記載があるものがあり、加藤家が会津を領した時代にこの注記が書かれた可能性が強いことになる。そのことを考えれば注記が書かれた年代の下限が寛永二十年である可能性があることになる。

同様に「出雲 出羽殿」と注記されている大名は、堀尾氏の後に入った京極氏のそのまた後に入国した松平出羽守直政を指すものと思われる。松平直政の出雲入国は寛永十五年のことであるので、同じく注記が書かれた上限は寛永十五年以降であることになる。加藤氏の例を併せると、寛永十五年以降寛永二十年以前にこの注記が成されている可能性が高いことになる。

また伝承史料ではあるが、「武功雜記」には堀尾氏の旧臣であった指斐伊豆が、一度は小笠原忠真に仕えて寛永十五年に発生した島原の乱に出征するものの、後に致仕して牢人となる話を伝えている。これも先程の注記の書き込まれた時期の比定の傍証史料となるものと思われる。

そのように考えると、注記の記載が行われた時期は寛永十五年から二十年にかけての寛永年間の中期であった可能性が強いことになる。表紙の書かれた寛永十年とそれ程には時期が隔たっていない段階で書き込まれたことになる。注記が本文と書体がそれ程異ならないことを思えば、①か、①が写であると考えればその原本は、寛永中期には成立していたことになる。

また注目しなければならないのは、合点と考えられる符号が家臣名の上に付されていることで、これが意味するところは不明ながら、給帳と家臣名を確認する作業の中でこれが書き込まれたものと思われる。

このように①は、寛永中期に成立していることが想定でき、各郡の高や町屋数等の他の給帳にみられない記載が存在することを考えると、現在残されている給帳の中でも、その原型にもっとも近い形をとどめたものと思われる。その史料的价值は高いものと思われる。

①が寛永十年の年記を持つことについて若干触れると、寛永十年九月の堀尾忠晴の死によって堀尾氏は改易となる。①の年記はその改易と結びつけて

考えるべきものと思われる。堀尾氏の改易の際には、寛永十年の物成には家臣団に与えられる措置がとられた<sup>\*)</sup>。しかし、その年をもつての改易という状況下で、自らの堀尾氏内部における位置づけを明確にすることによって、新規任官先における待遇の交渉等を有利にしたいという家臣層の要請が存在していたものと思われる。そのために、改易の年に禄高の明示・番への所属等の家臣団内部での位置づけを認識できるこのような給帳が作成された可能性を考えることができる。そして給帳やその写が広く流布していることは、そのような家臣層の要請が広範に存在し、多くの旧臣や出自を明らかにしたい家臣の子孫によって書写が繰り返し返されていたことによるものと思われる。また③についても、①や『県史』で全文を紹介されている②との比較のためにも、ここで紹介することとする。

付 「雲陰兩國之大守堀尾帯刀先生吉晴公給帳」

(島根県立図書館蔵旧田中莊次郎蔵)

小性	
一二千石	松村監物
一五百石	佐沼刑部
一五百五十石	平野縫殿
一五百石	奥田主水
一四百石	中嶋惣左衛門
一四百五十石	吉原左門
一四百石	吉原小平太
一同	坂内武助
一同	浅井勘左衛門
一五百石	大塩兵左衛門
一三百石	六浦権左衛門
一同	佐沼五郎兵衛
一同	藤田源大夫
一同	村上作大夫
一同	高橋奎
一同	草野左馬
一同	新金右衛門
一同	白山半兵衛
一同	伊達治左衛門
一同	渡部嘉左衛門
一三百石	陰山数馬
一貳百石	藤井鞆負
一貳百五十石	鈴木彦兵衛
一同	前田五郎作
一同	速水善兵衛
一貳百石	篠島小兵衛

\*1 『大日本近世史料』細川家史料十二所収(寛永十年)十月四日付細川忠利書

状案参照

一 同	牧野右衛門八
一 同	今村權七
一 式百五十石	栗栖久次郎
一 同	藤田平三郎
一 同	梶村弥五八
一 同	今村弥五左衛門
一 同	包平太夫
一 百五十石	一瀬佐左衛門
一 百五十石	森村平兵衛
一 同	山田弥五助
一 三百石	内野七大夫
一 二百八十石	吉川九大夫
一 百五十石	小池半十郎
一 同	永原左右衛門
一 百四十石	磯村左内
一 百石	中村五郎左衛門
一 同	野間吉三郎
一 式百石	奇包金右衛門
一 百四十石	吉井仙太郎
一 三百石	藤井八郎左衛門
一 同	中村太郎左衛門
一 式百五十石	辻十郎右衛門
一 百五十石	下方九兵衛
一 式百石	高橋吉左衛門
一 三百石	奥田新右衛門
一 式百七十石	内野彦五郎
一 百五十石	佐々倉儀左衛門
一 同	松野六郎左衛門
一 同	大杉庄大夫

一 同	小嶋庄七
一 同	青喜太郎
一 同	落合平右衛門
一 同	永田清四良
一 三百石	山外吉左衛門
一 百五十石	上田万助
一 同	高田兵太郎
一 式百石	後藤内記
一 同	小野八十良
一 式百廿石	塩見權八
一 式百石	田中助之進
一 同	長谷川三蔵
一 同	河合文蔵
一 同	小嶋庄左衛門
一 式百石	神戸小源五
一 百五十石	生田八郎兵衛
一 同	田嶋十兵衛
一 六拾石	渡甚四郎
一 四拾石	手角傳七
一 同	森丹七
ノ七十九人	
高以上壹万九千六百七拾石	
歩衆	
一 百石	中嶋惣左衛門尉与
一 同	留山六兵衛
一 四拾石	大嶋勘之丞
一 三人扶持	

同

以上六拾石

一 三拾石  
三人扶持

片岡左次良

一百五拾石

山川竹之助

以上百七拾石

一 五拾四石八斗貳升  
四人扶持

古志九左衛門

佐沼刑部与

高以上六百五拾四石八斗貳升

一 四拾石  
三人扶持

細田徳左衛門

馬廻り

同

西牧勝亀

一千石

堀尾丹下

一 同  
以上八拾石

一 三百五拾石

入江九郎左衛門

平野縫殿与

一 同

野村孫太郎

一 六拾石  
三人扶持

荒木武左衛門

一 同

武元左平太

同

一 同

上山場左衛門

一 五拾石  
三人扶持

河瀬久兵衛

一 同

松原又右衛門

同

一 同

湯崎清左衛門

一 三拾石  
三人扶持

留田九郎大夫

一 三百石

江藤彦左衛門

以上百四拾石

一 同

小鴨茂右衛門

奥田主水与

一 同

白井甚五左衛門

一 三拾石  
三人扶持

供五所九左衛門

一 同

平手左次右衛門

同

一 同

瀧孫十郎

一 三拾石  
三人扶持

小原柳之助

一 同  
十九人

小牧岡右衛門

高七千四百五拾石

山口次郎右衛門

塩津三郎四郎

近藤権大夫

一四千三百石	堀尾孫兵衛	一三百五拾石	窪田与次右衛門
一五百石	河合与三左衛門	一同	渡部十右衛門
一同	林九郎左衛門	一三百石	落合半右衛門尉
一四百廿石	梶原文六	一同	梯 權八
一貳百石	白坂猪右衛門	一同	傳三郎
一六六石	森勘兵衛	一同	大嶋九郎左衛門
一五〇石	并河平助	一同	大野角之助
一同	余語治大夫	一同	辻京右衛門
一四百三拾石	山本次兵衛	一貳百五拾石	沢助九郎
一三百拾石	細野作左衛門	一同	河田新左衛門
一三百石	落合孫大夫	一貳百拾石	中嶋太郎作
一三百石	奈良久五郎	一貳百石	岩崎平右衛門
一同	山瀬七郎右衛門	一百五拾石	河田助三郎
一同	大原正右衛門	一貳百石	中村弥右衛門
一同	角田吉三郎	〆二十二入	
一貳百五拾石	上田 權右衛門	高七千二百石	
	弥平次		
一貳百參拾石	中村甚右衛門	一千貳百石	松田忠兵衛
一貳百石	山本藤八	一五百石	野々村李兵衛
一同	中村弥太郎	一三百石	片岡又右衛門
	〆貳十人	一五百石	小森源八
高六千六百廿石		一三百五拾石	野間梶之丞
一千石	生駒十太郎	一三百廿石	小嶋三七
一七〇石	中川内匠	一三百石	河井六三郎
一三百五拾石	中村久兵衛	一同	瀧半左衛門
		一貳百五拾石	早川文三郎
一六〇石	内百石	一同	村井右衛門
無役		一同	山田長三郎
		一同	小倉八右衛門

一式百石	保木才三郎	一同	丹羽太郎助
一同	丹羽覺兵衛	一式百石	稻垣七左衛門
一同	小澤長右衛門	一百四拾石	鈴木五郎左衛門
一同	越知喜左衛門	一百三拾石	包久大夫
一同	土屋長左衛門	一同	林多右衛門
一百五拾石	澤五助	一百式拾石	福見市左衛門
一同	澤傳八	一同	服部政右衛門
ノ拾九人		一同	溝口庄五郎
高合六千百廿石		一同	重村吉左衛門
		一同	大塚郷左衛門
		一百石	永原彦太郎
一六千五百石	堀尾修理	一同	水谷七郎左衛門
一式百石	堀尾彦三郎	一百五拾石	土屋与右衛門
一三百石	渡部与五左衛門	一同	今村喜助
一同	浅井奎之丞	一百四拾石	今村右衛門九郎
一式百八拾石	山柳八左衛門	一百石	今村市郎兵衛
一三百石	加納庄左衛門	一百五拾石	長屋喜内
一同	重村孫之進	一百卅石	長屋善九郎
一式百四拾石	渡部與右衛門	一式百石	舟橋兵之丞
一式百拾石	丹羽丹右衛門	一同	河田兵藏
一式百石	近藤六郎兵衛	一百四拾石	長谷川七大夫
一同	瀧茂左衛門	一百七拾石	池田龜之助
一同	外山一郎右衛門	一式百石	黒田権右衛門
一同	牧源右衛門	一同	不藤孫左衛門
一百八拾石	森平六左衛門	ノ四十三人	
一百七拾石	山川助太郎	高老万三千九百廿石	
一同	山外吉右衛門	一四千九百石	
一百五拾石	斎藤安左衛門	一八百石	
一同	天野与次右衛門		堀尾因幡
一百五拾石	鳥井小右衛門		松田勘十郎

一三百七拾石	樋口喜助	一百四拾石	樋口金三郎
一貳百石	中西奥右衛門	一貳百石	梶原駒
一同	坂井与兵衛	ノ三十三人	
一三百八拾石	松田与次兵衛	高二万九百拾石	
一貳百石	柴山清兵衛		
一同	百々五郎左衛門	鉄炮廿人	
一同	樋口喜左衛門	一四千石	堀尾采女
一同	則武助左衛門	一五百石	堀尾右近
一同	瀧藏兵衛	一貳百石	摺斐数馬
一同	一瀬浅右衛門	一同	中村清兵衛
一百八拾石	生田四郎兵衛	一三百五拾石	藏田源八
一百六拾石	芳賀弥右衛門	一貳百五拾石	玉井四郎右衛門
一百五拾石	上林喜左衛門	一貳百卅石	佐治常右衛門
一同	瀧六兵衛	一三百八拾石	高山作之丞
一百七拾石	瀧角兵衛	一三百石	木戸右衛門
一百五拾石	瀧勘助	一貳百五拾石	宇津尾九藏
一百廿石	伴九郎左衛門	一同	河瀬森右衛門
一百四拾石	宮野傳左衛門	一貳百卅石	并河藤兵衛
一百廿石	南源大夫	一貳百石	宇津尾太郎左衛門
一同	兼井勘七	一同	千賀四郎左衛門
一同	河田七郎兵衛	一同	馬路市大夫
一同	江口弥次兵衛	一同	崔部孫市
一百卅石	荒木藤兵衛	一同	畑勘八
一百廿石	田中八郎太良	一同	玉木助九郎
一同	矢田与四右衛門	一同	長岡政之丞
一同	吉川五郎兵衛	一貳百三拾石	木下半兵衛
一同	福岡善右衛門	一貳百石	野崎辰藏
一百拾石	築山文左衛門	一百八拾石	畑勘大夫
一百卅石	松田庄九郎	一百七拾石	野村加助

一同  
 一百五拾石  
 一同  
 一同  
 一同  
 一百卅石  
 一百廿石  
 一同  
 一百拾石  
 一百拾石  
 一百拾石  
 一百石  
 一同  
 一同  
 一同  
 一百五拾石  
 〆三十九人  
 高老万千三百八拾石

小黒久之丞  
 足立勘太郎  
 一瀬武右衛門  
 三田村太郎右衛門  
 伊藤宇兵衛  
 石井九郎次郎  
 宇津尾傳左衛門  
 黒田喜八郎  
 鈴木角之丞  
 村嶋傳藏  
 沢田小左衛門  
 矢久嶋傳介  
 森丹七  
 樋口九郎兵衛  
 松村八助  
 疋田權大夫

一百七拾石  
 一百五拾石  
 一同  
 一同  
 一同  
 一同  
 一同  
 一百四拾石  
 一同  
 一同  
 一百廿石  
 一同  
 一同  
 一同  
 一百五拾石  
 一百石  
 〆廿五人  
 高六千六百八拾石

澄方九郎兵衛  
 宮田左助  
 近藤新兵衛  
 加成新五郎  
 山田市左衛門  
 小嶋傳次  
 田中小五郎  
 江口孫次郎  
 浅井長五郎  
 高田又右衛門  
 丹羽仙右衛門  
 今村平吉  
 一瀬治作  
 和田三九郎  
 山田勘平

堀尾左兵衛  
 堀尾頼母  
 高間惣兵衛  
 郷嶋彦左衛門  
 服部茂兵衛  
 尾崎市之丞  
 落合甚助  
 一瀬十三郎  
 野崎喜藏  
 野崎庄八

鐵炮三十人

一式千石  
 一式千石  
 一式千石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石  
 一式百石

一同  
 同  
 一百四拾五石  
 一百四拾石  
 一百拾石  
 一百石  
 一同  
 一六百石  
 一百五拾石  
 一同  
 〆廿卷人  
 高七千六百五拾五石  
 鐵炮廿人  
 一貳千百廿石  
 一貳百石  
 一三百石  
 一貳百五拾石  
 一貳百石  
 一同  
 一百七拾石  
 一百六拾石  
 一百五拾石  
 一同  
 一同  
 一百四拾石

日比六大夫  
 落合安右衛門  
 岡島武兵衛  
 吉川兵五良  
 昇藤治  
 松本五左衛門  
 池村兵吉  
 太郎介  
 落合助三郎  
 平助  
 落合九之助  
 小堀半兵衛

一同  
 一百卅石  
 一同  
 一百廿石  
 一百廿石  
 一同  
 一百拾石  
 一三百石  
 一貳百石  
 一同  
 〆廿四人  
 高六千三拾石  
 鐵炮廿卷人  
 一貳百石  
 一四百石  
 一三百石  
 一貳百五拾石  
 一貳百石  
 一百七拾石  
 一百五拾石  
 一百四拾石  
 一同  
 一百廿石  
 一同  
 一百拾石

足立市之助  
 岡本五兵衛  
 石川小左衛門  
 小川作之助  
 留永勝左衛門  
 永田又左衛門  
 服部左内  
 野々村辰之助  
 野治善太郎  
 長谷川長藏  
 塩穴平左衛門  
 吉川猪之助  
 吉川嘉藤治  
 吉川小之助  
 吉川彦六  
 鈴木安兵衛  
 跡部左吉  
 森関右衛門  
 坂井勝九良  
 安藤善八  
 森村善吉  
 小川治右衛門  
 左菊権之助  
 大垣千之助

一三百石  
 落合 勝之助  
 孫平次  
 種村孫太夫  
 高三千八百五拾石  
 鐵炮廿人  
 一三千石  
 前田丹波  
 一三百石  
 同十左衛門  
 一貳百五拾石  
 坂井勘右衛門  
 一貳百石  
 八木八郎左衛門  
 一同  
 長谷川清治郎  
 一同  
 前田十兵衛  
 一同  
 細勝兵衛  
 一同  
 戸波左傳治  
 林文左衛門  
 一同  
 上田助兵衛  
 武藤三太郎  
 水野幸左衛門  
 一同  
 山下勘左衛門  
 瀨尾傳八  
 足立又八  
 高田又助  
 長谷川喜助  
 木村市助  
 萩野七右衛門  
 樋口文右衛門  
 太田辰之助  
 熱見五右衛門  
 一同

一百拾石  
 上原虎藏  
 并河喜大夫  
 今村勘五良  
 時岡平藏  
 庭野惣四良  
 并河四郎兵衛  
 一三百石  
 高合七千七百拾五石  
 鐵炮廿貳人  
 一貳千石  
 牧志摩  
 一貳百拾石  
 同九右衛門  
 一貳百石  
 上原庄五良  
 一貳百石  
 牧新九良  
 一百石  
 牧新助  
 一百七拾石  
 西川三九良  
 一百六拾石  
 谷左大夫  
 一百五拾石  
 大廻甚之丞  
 一百卅石  
 木村助大夫  
 一同  
 河崎藤八  
 坪田猪右衛門  
 一百石  
 掛下清助  
 拾貳人  
 高三千六百六拾石  
 一貳千石  
 神保清十郎  
 一三百石  
 黒田将監  
 一百五拾石  
 藤本甚大夫  
 一同  
 岡權兵衛

一同 小池与八郎  
 一同 掛合喜九良  
 一同 山田弥傳治  
 一同 中嶋五郎八  
 一百廿石 野中甚八  
 一同 田中与茂左衛門  
 一百石 二橋惣左衛門  
 一同 山上勝左衛門  
 〆拾老人  
 高三千五百廿石

小池与八郎  
 掛合喜九良  
 山田弥傳治  
 中嶋五郎八  
 野中甚八  
 田中与茂左衛門  
 二橋惣左衛門  
 山上勝左衛門

一百四拾石  
 一同  
 一同  
 一百卅石  
 一百廿石  
 一百石  
 一百五拾石  
 〆十二人  
 高二千四百四拾石  
 一三千石 伊賀鉄炮四拾人  
 一三千石 □賀鉄炮四拾人  
 一百石 弓廿一人  
 一千貳百石 弓廿一人  
 一五百石 弓廿一人  
 一六百石 鉄炮三十人  
 一八百石 鉄炮三十人  
 一千石 同三十人  
 一千石 同三十人  
 一六百石 同三十人  
 一五百石 同廿人  
 一同 同廿人  
 一八百石 同廿人

渋谷市左衛門  
 万見長左衛門  
 前田孫左衛門  
 江原小五良  
 野村与兵衛  
 渡久六  
 猪子文大夫  
 捐斐伊豆  
 堀尾但馬  
 堀尾春千代  
 久徳内膳  
 山田角右衛門  
 木戸十乗坊  
 畑久左衛門  
 山路所左衛門  
 今村右馬亮  
 高松内匠  
 山本角大夫  
 奈良伊織  
 萩野彦之丞

一貳百石 同断

一五百石 同断

一同 同断

一三百石 同断

一同 同断

一五百石 同断

一同 同断

高老万八千九百五拾石

一千石

一五百石

一六百石

一五百石

一六百石

一四百石

一五百石

高四千百石

京

一貳百石

一三百石

一貳百石

七百石

萩野矢嶋

六浦兵大夫

則武三大夫

服部茂大夫

村岡治兵衛

武井六左衛門

田中幸兵衛

堀尾九十郎

青山梶助

吉原二位五郎

近藤五郎左衛門

畑牛之丞

塩穴弥左衛門

伊藤猪助

安藤弥次兵衛

塩濱紹与

渋谷長右衛門

江戸

一六千石

一千石

一四百石

一貳百石

一同

一三百石

一五百石

一百石

一同

一千五百石

高老万二千三百石

留守居

一三百石

一貳百六拾石

一貳百石

一同

一同

一三百石

一貳百石

一貳百石

一百五拾石

一同

一百八拾石

一百卅石

一百石

山城守内儀

長谷川半右衛門

長谷川覺左衛門

河村庄兵衛

足高七郎左衛門

児玉道与

松平佐左衛門

林七左衛門

高橋安之丞

主殿内儀

宗十郎内儀

長谷川宗左衛門

畑田理兵衛

江口惣大夫

村田勘六左衛門

江口九郎兵衛

森吉兵衛

谷喜兵衛

後藤七藏

河合治郎右衛門

山田源次良

村松三藏

池田五郎兵衛

高木五左衛門

恒武才兵衛



一 三十五石  
一 三人扶持  
一 同  
一 卅石  
一 三人扶持  
一 三十石  
一 貳人扶持  
一 同  
一 三十五石  
一 五人扶持  
一 三十石  
一 三人扶持  
一 同  
一 三十石  
一 貳人扶持  
一 卅五石  
一 三人扶持  
一 同  
一 卅五石  
一 三人扶持  
一 廿七石  
一 三人扶持  
一 廿五石  
一 三人扶持

油井喜八郎  
岩崎治右衛門  
土屋右右衛門  
供五所市右衛門  
小林利左衛門  
矢嶋又三郎  
岡村安右衛門  
吉田久右衛門  
藤田利助  
磯又右衛門  
荒木万助  
今村九七郎  
嶋安兵衛  
三輪傳助  
木村助左衛門  
高屋孫右衛門  
留田宗兵衛

一 廿三石  
一 三人扶持  
一 同  
一 廿石  
一 三人扶持  
一 廿五石  
一 三人扶持  
一 七十四人  
高五万五百廿三石  
算用  
一 三百石  
一 貳百五十石  
一 一百廿石  
一 一百拾五石  
一 一百石  
高八百八拾五石  
一 四百石  
一 貳百石  
一 一百石  
一 同  
一 同  
一 一百五拾石  
一 一百七拾石  
一 貳百石  
一 貳百五拾石  
一 六人  
高千六百七拾石

南部大藏  
一圓長大夫  
村田吟右衛門  
坂井彦右衛門  
長谷川嘉兵衛  
林喜平次  
村田利右衛門  
加藤清七  
前田善右衛門  
立木養齋  
小川雨庵  
遠山学庵  
長野宗伯  
疋地喜庵  
中山宗仲  
南保三右衛門  
松村孫右衛門  
吉田良庵

一貳百石	局	一四百石	鉄炮はり	国友藤助
一五拾石	小野齋後家	一三百石	はりた	彦右衛門
一三拾石	三田村後家	一百廿石	さうかん	又助
一同	高見後家	一百石	とき	兵七
一同	堤五郎兵衛後家	一同	さやし	新助
一廿石	豊島弥兵衛後家	一同	たいや	左平次
高合三百六拾石		一五拾石	しろかね	又十郎
坊主		四十石	常細工	庄左衛門
一五十石	休賀	三人扶持	同	平蔵
四人扶持	宗佐	一三十三石	常細工	久大夫
一百石	玄齋	三人扶持	はりた	喜十郎
一廿石	松運	一三十石	常細工	兵右衛門
二人ふち	久世	一同	高千四百五拾八石	
一拾石		一廿五石	常細工	
二人扶持		高千四百五拾八石		
高六百石		一同		
鷹師		一五拾石		
一百石	今井甚九良	一卅石		大工嘉兵衛
一百拾石	細田磯右衛門	一廿石		同 市兵衛
一廿石	ゑさし傳介	一同		同 惣大夫
三人扶持		一同		同 喜八郎
高貳百三拾石		一卅石		同 尾左衛門
三人		一同		同 角助
職人		一拾三石		同 惣四郎
一百三拾石	小池儀右衛門			同 善左衛門

高三百三拾三石

一百石

新貝二郎兵衛

一廿五石  
二人扶持

忠五郎

一廿石

水煎三郎兵衛

一五石

神門郡  
与五郎

一式人扶持

一廿三石

同与三

一同

神門郡  
加助

一一百三十石

横田助兵衛

一六石

神門郡  
忠助

一一百石

掛下仙之助

一八石

楯縫郡  
甚九郎

一廿五石

水煎勘三郎

一七石

秋鹿郡  
勘七

一式人扶持

一同

同甚八

一七石

意宇郡  
孫兵衛

のほり水煎

一廿五石

傳十郎

一拾石

能儀郡  
又助

一二人扶持

一同

同 大郎右衛門尉

一拾五石

仁多郡  
三郎兵衛

道具水煎

一同

助大夫

一五石

同  
甚右衛門

サうり取

一廿三石

丹七

一同

飯石郡  
四郎左衛門

一二人扶持

門番

一拾石

出雲郡  
弥右衛門

一廿五石

一二人扶持

次郎三郎

一同

大原郡  
弥三左衛門

同

一廿三石

藤左衛門尉

一廿石

富田水煎  
九郎兵衛

一二人扶持

鎧持舁取

一拾石

一九石	同町目代	同	大工三郎左衛門
一三石式斗	能儀折坂水煎	一六百拾三石三斗	日御崎領
一四石	喜右衛門	一八石	鷺大明神領
四人扶持	意宇来海	一三石	阿式宮領
一四石	源左衛門	一三百石	鱒田寺領
一人扶持	山廻	一三十壹石	神門寺領
	又兵衛	一貳百石	佐陀明神領
	同郡熊野	一拾七石	伊弉諾領
	同 惣左衛門	一貳百拾石	伊弉冉領
	又藏	一卅石	八重垣領
	同郡六道	一貳百石	瑞應寺領
	次郎右衛門	一百五拾石	伊勢外宮
	忠右衛門	一百三拾石	伊勢內宮
一四石	高八百六拾九石式斗	一五拾石	熱田明神領
		一同	多賀明神領
		一六拾石	京愛宕
一貳百石	寺社領	一貳百石	同八幡
		一五拾石	同瀧本坊
一貳千七百廿八石九升八合	東照權現	一廿石	尾張染嶋
內	杵築大社領	一五拾石	妙心寺領
三百八拾三石七斗三升	祭田	一五拾石	大嶺領
卅石	燈明田	一八石	乃木如来領
千石	千家國造	一卅壹石	普門院
千石	北嶋國造	一五石	鳴根郡 一成權現
五拾石	本社領	一同	若宮
拾三石	神宮寺	一五拾石	意宇郡 出雲郷八幡
貳百四石壹斗五升八合	修理田		
廿石	北嶋左平次		
拾石	千家太左衛門		
同	大工次郎左衛門		

一拾貳石	同	安國寺
一五石		芦高大明神
一四十四石		楯屋明神
一七石五斗		浄光寺領
一拾七石		熊野權現
一卅石	能儀郡	富田八幡
一拾五石	同	能儀宮
一五石		道祖神
一百石		清水寺
一拾石		雲樹寺
一拾四石	嶋根郡	美保明神
一貳石		枕木
一卅石		岩屋寺
一八石	仁多郡	覺融寺
一五石	同	青龍寺
一五石	同	妙嚴寺
一拾石	飯石郡	須佐明神
一十五石	同	禪定寺
一七石	同	壽福寺
一拾石	同	三刀屋一宮
一貳拾五石	同	同八幡
一拾貳石	同	峯寺

一拾石		大原	弘安寺
一拾貳石		神門	神西八幡
一卅石		同	園妙見
一卅石		神門	弘法寺
一卅石		同	塩治八幡
一三石		同	宝藏寺
一九石		同	木成善王
一廿石		楯縫	一畑寺
一拾五石		秋鹿	大野高宮
一四石		嶋根	圓福寺
一貳石			万福寺
一三石		片江	長寿寺
一四石			松江橋姫
六拾三ヶ所			
高五千九百廿石七斗八合			
隱岐國			
拾五石			船頭弥次右衛門
三人扶持			家大工源右衛門
一八石			同 小平次
一八石			同 孫四郎
一七石			

一四石

一武石

郡小左衛門  
桶大工

高合百廿五石

給知寺社領

都合拾八万六百八拾七石九斗余

寺社領

隱岐院

大峯

惣社明神

燒火権現

大万寺

一宮

宇津賀明神

国分寺

八幡宮

建福寺

山王

護國寺

高田大明神

知夫里ノ宮

長福寺

古城八幡

天神

加茂明神

大日

内宮

由良明神

山王権現

東郷八幡

一廿九ヶ所

扶持方都合貳百五拾四人

蔵入

合八万三千四百八拾壹石余

(奥書)

寛保三癸亥年写之

寛政十二年庚申

下春下七日写之、

堀尾吉晴公旧土

野中貞元(花押)

本書奈倉氏より恩借写之

文政元戊寅九月野中氏ヨリ

借用写之置者也、

下村又藏秀就花押

維時明治四十五年二月

谷口氏世話ヲ以テ購焉、

田中莊次郎

(五) 春光院三時回向

「春光院三時回向

明治四十四年十月□□

(中略)

天德院殿高菴世崇大居士	慶長四己亥十一月九日 堀尾中務大輔泰晴公
龍翔院殿芳嶽宗葩大姉	慶長十二丁未四月六日 堀尾泰晴公室
法雲院殿松庭世栢大居士	慶長十六辛亥六月十七日 堀尾帶刀吉晴公
昌德院殿俊芳宗英大姉	元和五己未四月四日 堀尾吉晴公室
靈照院殿高月宗松大禪定尼	元和四戊午正月十七日 勝山殿 吉晴公女
清涼院殿金臺宗蓮大禪定尼	元和四戊午四月廿五日 三刀屋殿 吉晴公女
見桃院殿寶光世眞大居士	慶長十三戊申三月廿五日 堀尾氏光公 吉晴公弟
忠光院殿天岫世球大居士	慶長九辰八月四日 堀尾忠氏公 吉晴公男
長松院殿眞諦紹聖大姉	寛永四丁卯三月十七日 堀尾忠氏公室
俊巖院殿逸巖世俊大禪定門	天正十八庚寅六月十二日 堀尾金助公 吉晴公男

圓德院殿青嶺世蓮居士	貞享三寅正月十六日 堀尾丹下氏安公 <small>氏光公次男</small>
常照院殿三溪玄省大姉	延寶六年十月八日 堀尾丹下公室
天光榮倫大姉	寛永三丙寅六月十五日 堀尾丹下室ノ母
樹林院殿堅正宗固大姉	正保四丁亥六月七日 堀尾丹下公母儀
祥光院殿忠巖世良居士	元祿五壬申九月二日 堀尾外記吉虎公 <small>丹下公長男</small>
玉峰院殿瑞溪世琳居士	寛永三丙寅六月十五日 堀尾氏信公 丹下公兄
六通院殿天眼道高大居士	慶長十九寅十月十日 奧平家昌公 忠晴公室 父、母八家康公女盛徳院
法明院殿慧光正圓大禪定尼	慶長十六亥十月十三日 奧平家昌公室
圓成院殿高賢世肖大居士	寛永十酉九月二十日 堀尾忠晴公 <small>忠氏公長男</small>
雲松院殿長天正久尼大姉	慶安三閏十月廿六日 堀尾忠晴公室 奧平家昌公女
西嶺院殿松外世長居士	寛永十八辛巳十一月廿三日 堀尾修理公 堀尾氏信公 男 丹下氏安公ノ甥

方圓院殿泰慧日周大居士	得圓院殿日悟大居士	常寂院殿日光大居士	自昇院殿日臺大居士	法光院殿玄貞全心大姉	寂智院殿日俊大居士	法林院殿仙苑壽信大姉	忠總院殿日觀大居士				
從四位下主殿頭石川憲之公 廉勝公嫡男	寶永四丁亥七月十二日 從四位下主殿頭石川憲之公 廉勝公嫡男	延寶五丁巳六月廿七日 石川廉勝公弟	正保元甲申二月五日 石川廉勝公弟	承応二癸巳六月廿九日 石川廉勝公弟	寬永十一甲戌四月廿七日 石川廉勝公室 堀尾忠晴公長女	慶安三庚寅七月八日 從五位下彈正大弼石川廉 勝公	慶安元八月十八日 石川忠總公室 堀尾吉晴公女	慶安三庚寅十二月廿四日 從五位下主殿頭忠總公 堀尾吉晴公女婿 大久保忠隣 公男			

暫光院正幻童子	顯妙院殿壽林日幸大姉	法性院殿空山万住大居士	芳運院殿瑞仙貞壽大姉	登圓院殿日頂大居士	榮得院殿日理大姉	榮受院殿勝善妙果尼大姉	發心院殿正山世覺大居士	覺雲院殿眞照徹源大姉			
享保十乙巳四月十二日 石川勝之公男	寶曆六丙子二月廿三日 勝之公室 水野隼人正忠直公女	從五位下野守勝之公 昌能公嫡男	寶永三戌正月廿七日 石川昌能公室藤堂高 次公女	正德二壬辰正月十一日 石川從五位下日向守昌能公 憲之公嫡男	天和二戌四月廿五日 九鬼隆常公二嫁ス 憲之公妹	寬文六丙午八月十四日 正德元卯七月廿五日 憲之公女	元祿元戊辰六月廿二日 石川勝明公 憲之公三男	寶永二乙酉三月二日 石川憲之公室 梅園三位實清公女			

眞清院淨譽薰妙大姉	寶曆元辛未正月十二日 俗名阿愛勝之公女
暎雲院榮空童子	元文元辰五月七日 俗名石之介勝之公男
義孝院殿日意大居士	寶永七庚寅九月二日 從五位下越前守義孝公 憲之公男
總慶院殿厚仁日有大居士	明和元申六月廿六日 從五位下主殿頭總慶公 勝之公嫡男
天真院殿朗月日念大居士	寶曆九己卯閏七月五日 從五位下野守總英公 總慶公三男
恭敬院殿太禮日定大居士	文政九戊寅九月十日 從五位下主殿頭總堯公 總慶公男
總純院殿圓月日耀大居士	安永五申五月三日 從五位下日向守總純公 總英公男
總博院殿體全日具大居士	文政二己卯六月五日 從五位下日向守總博公 總純公養子
總師院殿種德日懷大居士	享和三亥六月十三日 從五位下主殿頭總師公 總博公養子

振耀院殿智顯日照大居士	文政三庚辰六月十四日 從五位下主殿頭總佐公 總師公男
德行院殿日顯大居士	文政元戊寅九月十日 石川宗十郎總章公 總佐公養子實弟
總安院殿興隆日暉大居士	天保四癸巳正月八日 從五位下日向守總安公 總佐公養子
總祿院殿常照日穩大居士	明治十九丙戌十一月一日 正五位日向守總紀公 總安公養子
光英院殿智明日賢大居士	文久二壬戌九月十七日 從五位下主殿頭總祿公 總紀公養子
成之院殿顯空日遠大居士	慶應元乙丑五月六日 石川保之助總脩公 總祿公養子
成德院殿豐圓日明大居士	明治十一六月二十日 石川宗十郎成之公 總脩公養子
各各淑靈	



蓮住淨林菴主	中興端宗雄禪師之父母 元禄二十十一月五日 元禄十五九月三日
長譽妙壽信尼	當山第一坐拙源完禪師父母 明和三月九日 俗名休作 延享二、二月廿二日
雪巖道白居士	前玉鳳天融卷長老父母 天保四、四月二十日 安政六、七月九日
圓室自鏡信女	當院再建薩雲大和尚父母 文化五、二月十三日 文化九、十二月十五日
本源院夏岳良性居士	當山第一坐此山淵禪師父母 享保十五、四月廿四日 寬延三、九月十日
輪光院妙雲圓壽禪定尼	此山拙源兩師二仕、並河祭酒 寬政三、八月四日 仕此山拙源薩雲三師喜兵衛 文化三、八月廿五日
覺清淨雲居士	前玉鳳大宙果長老父母 文政九、正月九日 俗名宮崎伊右衛門 天保十四、正月廿三日
妙圓誓壽大姉	
五雲齋市警道周居士	
深慈院秋芳了薰大姉	
良月秋光居士	
禅海宗圓信士	
法得院庭隱日了居士	
得受院妙庭日法信女	

觀月了吟禪定門	當山第一坐裔洲同禪師父 天保五、四月八日
物外慶春居士	前任當山鐸道器大禪師父母 元禄三、六月二十二日 享保六、七月廿七日
中道渭川禪定尼	第九世當山第一坐性堂禪師父母 享保十三、八月三日 享保十八、十一月四日
一叟道無信士	
一桂慧心大姉	
各各淑靈	
桂室妙光信女	古在氏先妻 元禄十一、十月十二日 元禄十二、二月十二日
孤月妙圓禪定尼	寬永四、十月十二日 中谷 再建棟梁喜兵衛 文政十三、三月十六日
心光貞壽禪定尼	
了室理念信士	

月山紹光信士	丹後屋又兵衛 宝永七閏八月廿二日
實山宗利禪定門	俗名理兵衛 宝永四八月二十二日
本淨院圓室道澄居士	細木監治左衛門 明和三三月二十二日
善清信士	河内屋文右衛門 天明四十月二十四日
正體如如禪定門	團七兵衛 元禄十二九月廿五日
元夢禪閣	俗名善吉 寛文元八月廿七日
再兒軒青巖良樹居士	澤野弥市左衛門 文化十一四月二十三日
月溪宗圓禪定門	生駒孫介 慶長十六八月二十三日
談月宗眞禪定門	野々口政介 寛永十七十月八日
桂岩院殿祥雲世端大居士	慶長十三十二月五日
梅溪宗春禪定尼	正保二三月五日
月山松雪禪定門	
涼山可休信士	元禄五五月六日

(後略)

(解説)

この史料について、表紙に、「春光院三時回向」とあり、「三時回向」の意味から述べてみたい。

臨濟宗では、三時の意味について一日を三つの時間に分けてそれぞれを朝下・午下、晩下と呼ぶ。回向とは、廻向とも言い、「廻はめぐらすこと、向はさしむけること、自分が行った善をめぐらしひるがえして、衆生や自分のさとのためさしむけることをいい、或いは死者のためにする追善をもいう。」(『総合佛教大辞典上』法蔵館)との事で、ここでは、死者のために行う追善供養のことを意味する。従って、三時回向とは、一日に三回にわたって人物を弔うことであるので、「春光院三時回向」は、春光院において毎日三回行う追善供養において用いられた性格の史料と考えることができる。

史料の中で的人物の記載では、明治十九年没の石川総紀が年号で確認できている中で一番新しい。また、表書に「明治四十四年十月」とあることからこの時期に作成されたと考えられる。明治四十四(一九一一)年は、ちょうど堀尾吉晴の三〇〇回忌にあたり、この時期に合わせるようにこの史料も成立している。

また、今回の報告では、「春光院三時回向」の中で、堀尾氏や堀尾氏と関係の深い石川氏、堀尾家臣団、春光院の再建に関わった人物に該当する部分のみ、全文ではなく部分のみを紹介している。

「三時回向」に記載されている人名には、堀尾一族、石川一族、堀尾家臣団、春光院再建に当たった大工の棟梁など春光院に関係の深い人々が記載されている。

寛永一〇(一六三三)年九月に堀尾忠晴が死去して堀尾家は改易(領地没収)されるが、この時、吉晴・忠晴の女子が嫁いだ石川家から末期養子を取り堀尾家を存続させようとする動きがみられた。「譜牒餘録」には、死去直前の忠晴から酒井忠世・酒井忠勝・土井利勝らの幕府老中に宛てて吉晴の孫石川宗十郎(廉勝)の子息への家督相続を願いたいという遺書が収録されており、『松江市誌』にも引用されている。また、寛永一〇年十月四日細川忠利書状案(『大日本近世史料 細川家史料』十一所収の六八五号文書)では、

忠利から細川家臣魚住傳左衛門尉に宛てて、「一、堀尾山城病死被仕、實子無之付而、石主殿山城誓爾て候、是へ跡を遺度と被存、方々肝煎も御座候へ共、不罷成、國者被召上候」という記載がある。ここでは、石川廉勝が忠晴の婿であるから跡を継がせたいと働きかけ、いろいろな人々が便宜を図ったが、許可が出されず国を召上げられたとある。堀尾家の場合は、寛永一〇年の段階での家督相続は認められなかったが、堀尾家重臣が度々御家再興を願い出たことが「堀尾古記」、「堀尾家記録」等に書かれている。

その後、石川廉勝には、忠晴女（御ふり様）との間に男子（千勝、憲之）が誕生したが、直後に忠晴女は亡くなり、憲之が石川家を継いで、春光院の檀越になり、寺内の整備を行っている。その憲之の三男勝明が、堀尾家を継いだという説が春光院に伝わっている。この説については、幕府が編纂に携わった二つの史料にも関係する記載がみられる。寛政十一（一七九九）年成立の「譜牒餘録」には、堀尾忠晴女子の注記に「忠晴卒去ノ翌年主殿願憲之ヲ生ム、後憲之ガ三男式部勝明堀尾氏ト称ス」とあり、文化九（一八二二）年成立の『寛政重修諸家譜』には、石川勝明「堀尾を称す。（中略）貞享三年三月朔日はじめて常憲院殿（徳川綱吉）にまみえたてまつり、元禄元年六月二十二日死す。年二十八」とある。二つの史料とも、廉勝の孫であり忠晴の曾孫に当たる石川勝明が、堀尾を名乗ったことを伝えており、『寛政重修諸家譜』には、將軍綱吉へのお目見えをすまして、旗本として幕府に仕えたところ。両史料の性格から考えて、勝明によって一度は堀尾家の名跡再興が為されたが、再度勝明の死によって堀尾氏は断絶したものと考えられる。

堀尾家と同様な大名の無嗣断絶の例には、筑後柳川の田中家の例を挙げる事ができる。田中家の場合にも、お家存続の動きがみられた。元和六（一六二〇）年に藩主忠政が亡くなった田中家では、この時、忠政の母が存命中であり、初代藩主吉政の孫二人の内どちらかへの相続を願っている。この時家督相続は認められなかったが、その後、一族が幕府旗本として仕えている。このように、大名家の世嗣断絶による大名家の改易後も旗本などの形で名跡存続の機会が存在していたことは、江戸時代に広くみられる事例である。堀尾氏にも同様な機会があったことが史料からも判明する。

堀尾宗家断絶後、石川氏から堀尾氏を継ぐ動きがみられたことは、勝明が、憲之嫡男昌能よりも「三時回向」では、先に記載されている点からも興味深い。「三時回向」からは、他にも重要な情報を読みとることができる。史料には、「桂岩院殿祥雲世端大居士 慶長十三二月五日」という人物が載せられている。『新修島根県史 史料編二』に収録されている「堀尾古記」の慶長一三年の条に、「一、堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ」とあり、慶長一三年二月五日になくなったと記されている。また、安来市広瀬町富田にある親子観音内宝篋印塔には、正面に「桂<sup>カ</sup>院殿祥雲世<sup>カ</sup>大居士靈儀」向かつて右側面に「慶長十三年」左側面に「十二月五」と刻まれており広瀬の親子観音内宝篋印塔に供養されている人物は、桂岩院殿祥雲世端大居士と同一人物であり、「堀尾古記」にでてくる堀尾勘解由である可能性が高い。堀尾勘解由（一説に掃部）は、吉晴の長女勝山殿と堀尾家重臣堀尾（野々村）河内守の子で、吉晴の外孫に当たる人物である。河内守が幼少の忠晴に代わり勘解由に堀尾家の跡目を継がせようとする「御家騒動」の結果、隠岐に流されたことと伝えられている。

次に「桐嶽宗秋童子 慶長十四八月六日堀尾長七」という人物についてである。旧『島根縣史』では、忠氏の子として紹介され「堀尾古記」の慶長十四年に「長七様、八月六日二御果」とある。また、松江市内の桐岳寺に忠氏二男小次郎が法号、瑞鳳院桐岳宗秋大童子として弔われていることから、堀尾長七は、忠氏の二男で忠晴の弟だと思われる。

他の堀尾一族については、堀尾氏光の一族、特に丹下氏安の家族が詳しく記載されており、丹下の一族が享保年間（一七一六〜一七三五）まで春光院との関わりを維持していたことが窺える。

春光院三時回向から、史料の成立過程で堀尾宗家・石川家の他に堀尾丹下一族、堀尾家臣の佐治氏一族が多く名を載せてられており、堀尾宗家断絶後に春光院の檀越となった石川家と並んで、彼らの末裔が堀尾家の菩提を弔う上で重要な役割を果たしていることが推測できる。

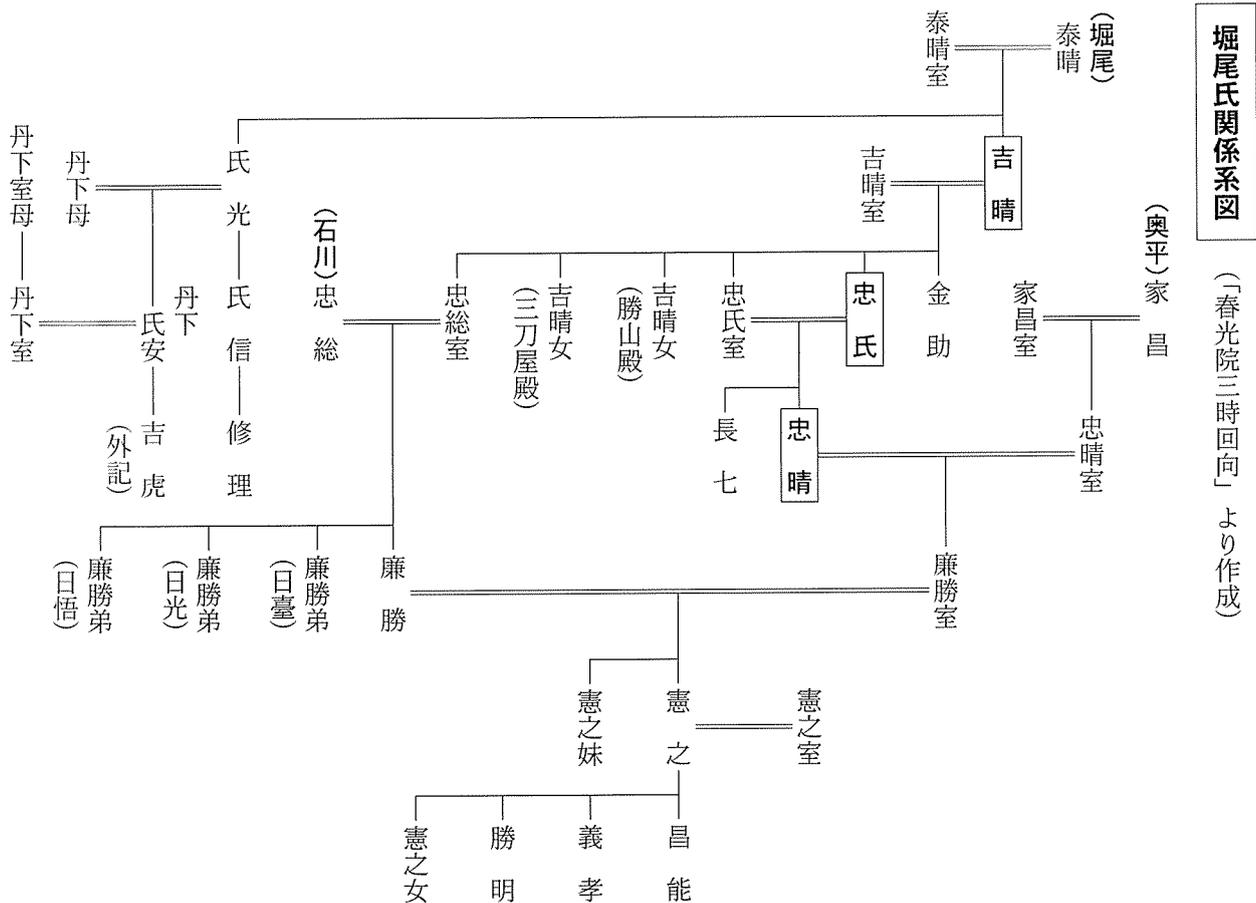
この史料の特徴の一つに堀尾一族の戒名と没年が記されていることがあげられる。この戒名を元に堀尾一族の墓の銘文と照合することで墓石の人物比

定が行える。また堀尾氏に様々な事項をのせる「堀尾古記」との照合により、人物名を比定できる等の堀尾氏に関する分析の大きな材料を提示できると思われる。

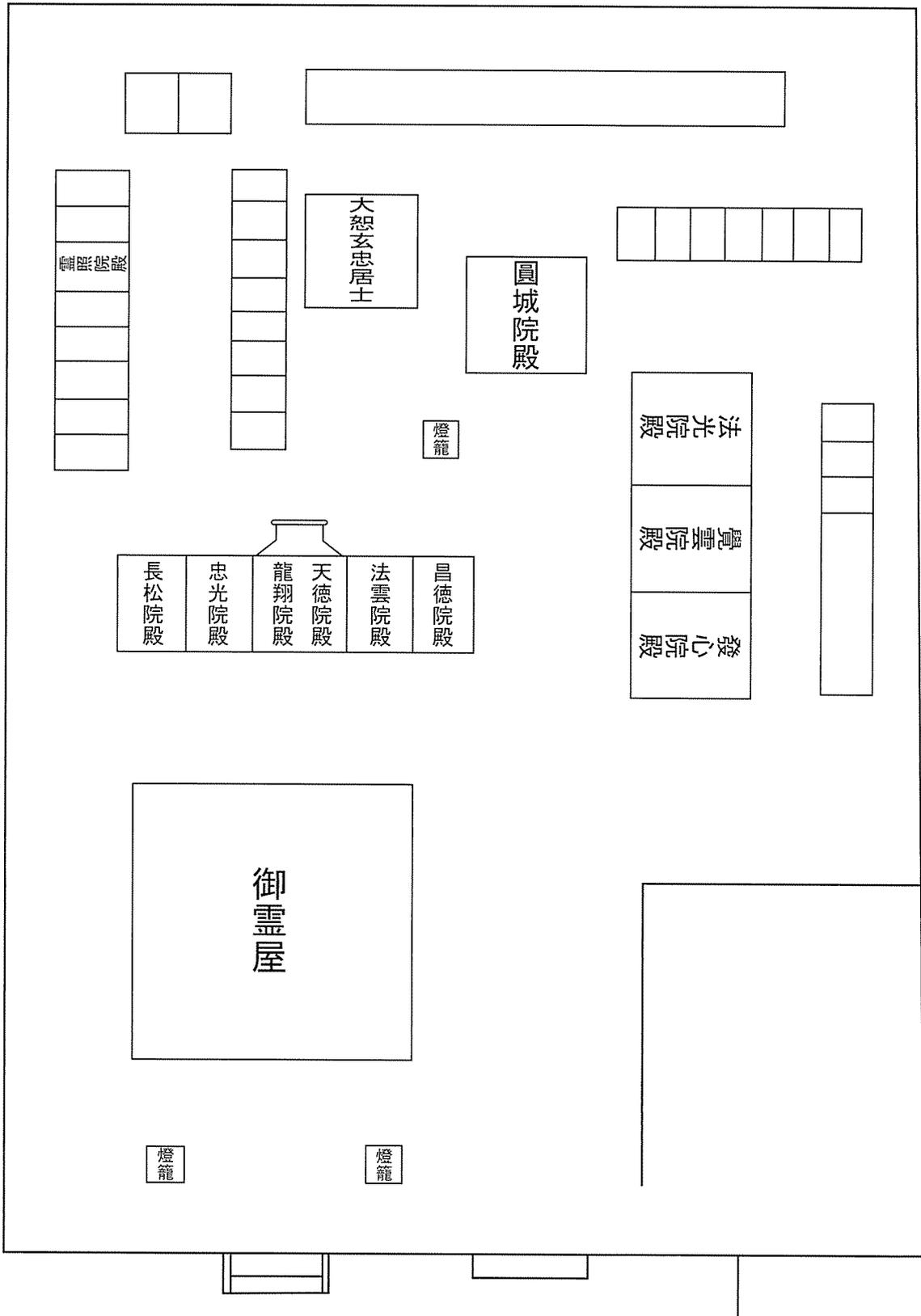
最後に「三時回向」を元に復元した堀尾氏の関係系図を載せておく。

参考文献

- ・島根懸史編纂掛 『島根懸史 第八巻』名著出版 一九七二年 初出 一九三〇年
- ・鐸道文器 「春光院古今院事記」 一九三四年
- ・野津静一郎他編 『松江市誌』 一九四一年
- ・総合佛教大辞典編集委員会編 『総合佛教大辞典 上』法蔵館 一九八八年
- ・山本博文 『寛永時代』吉川弘文館 一九八九年
- ・松尾寿他 『島根県の歴史』山川出版社 二〇〇五年
- ・市立長浜城歴史博物館、岡崎市美術館、柳川古文書館 『秀吉を支えた武将 田中吉政』サンライズ出版 二〇〇五年
- ・松江石造物研究会 「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン 研究7』二〇〇六年



(六) 春光院石塔配置圖 (文政三年)



法雲院殿：堀尾吉晴	昌德院殿：堀尾吉晴妻	天德院殿：堀尾泰晴	龍翔院殿：堀尾泰晴妻
忠光院殿：堀尾忠氏	長松院殿：堀尾忠氏妻	圓城院殿：堀尾忠晴	靈照院殿：勝山殿(堀尾吉晴娘)
大恕玄忠居士：松村監物		覺雲院殿：石川憲之妻	法光院殿：石川廉勝妻
發心院殿：石川勝明			

史料の翻刻と解説の執筆については、次のような分担で行った。

(一) 堀尾忠晴書状 佐々木倫朗

(二) 堀尾家譜系 和田美幸・松原祥子

(三) 堀尾家由緒書 狩野真由

(四) 出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳 佐々木倫朗

(五) 春光院三時回向 福井将介・佐々木倫朗

(六) 春光院石塔配置図(文政三年) 樋口英行

また、史料の紹介や執筆に便宜をはかっていたいただいた春光院の住職川上史朗師や島根県立図書館郷土資料係の方々に記して感謝の意を表したい。